



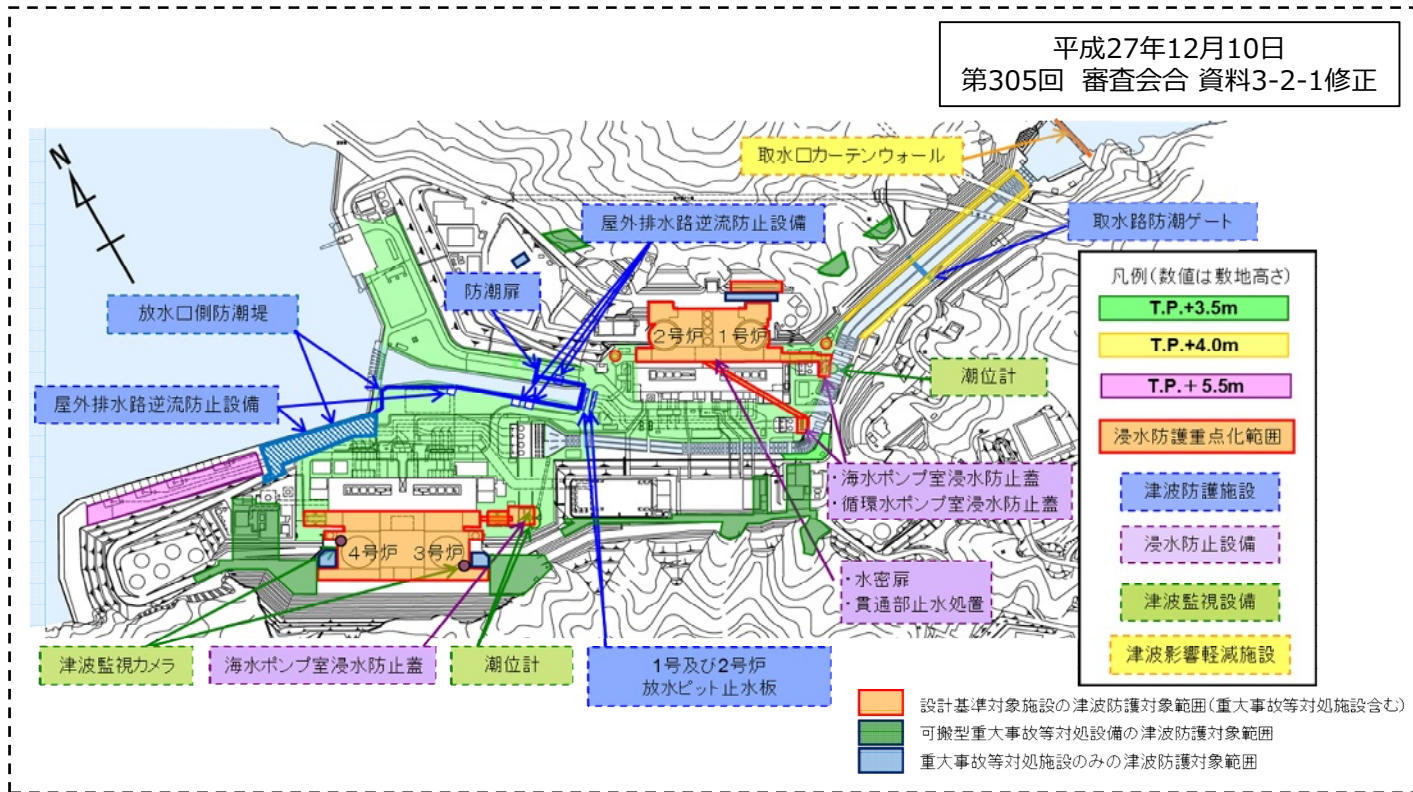
**高浜発電所 原子炉設置変更許可申請
【津波警報が発表されない可能性がある津波への対応に係る
耐津波設計について】**

2020年4月30日
関西電力株式会社

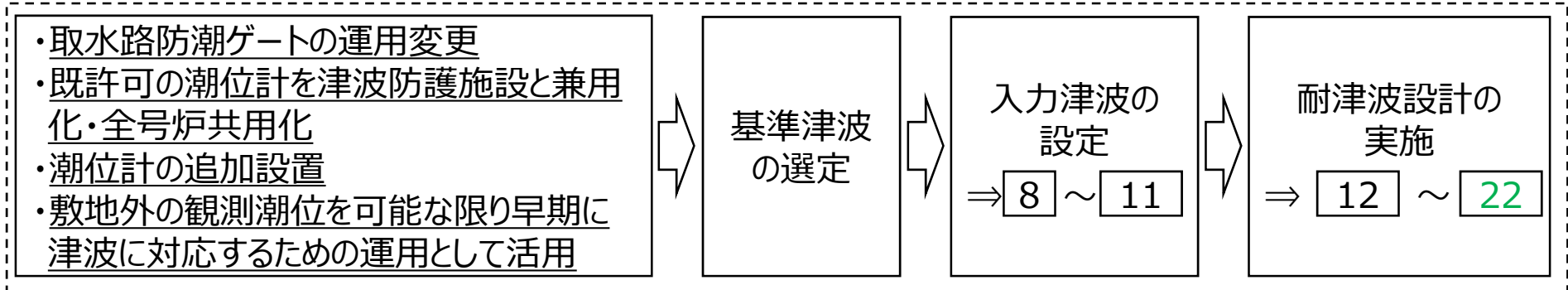
○前回審査会合ご説明時からの資料変更点を緑字もしくは、「 」とし、資料追加頁を 新規追加 としております。

1. 基準津波の追加を踏まえた高浜 1 ～ 4 号炉の耐津波設計検討の流れ
2. 耐津波設計の方針
3. 入力津波の設定
4. 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針
5. 敷地への浸水防止（外郭防護 1）
6. 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護 2）
7. 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）
8. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止
9. 津波監視設備
10. その他検討事項（防潮ゲート保守点検について）

○既許可の耐津波防護対策



○耐津波設計検討の流れ



1. 基準津波の追加を踏まえた高浜 1～4号炉の耐津波設計検討の流れ（2 / 3）

○既許可からの変更点及び重要な評価項目

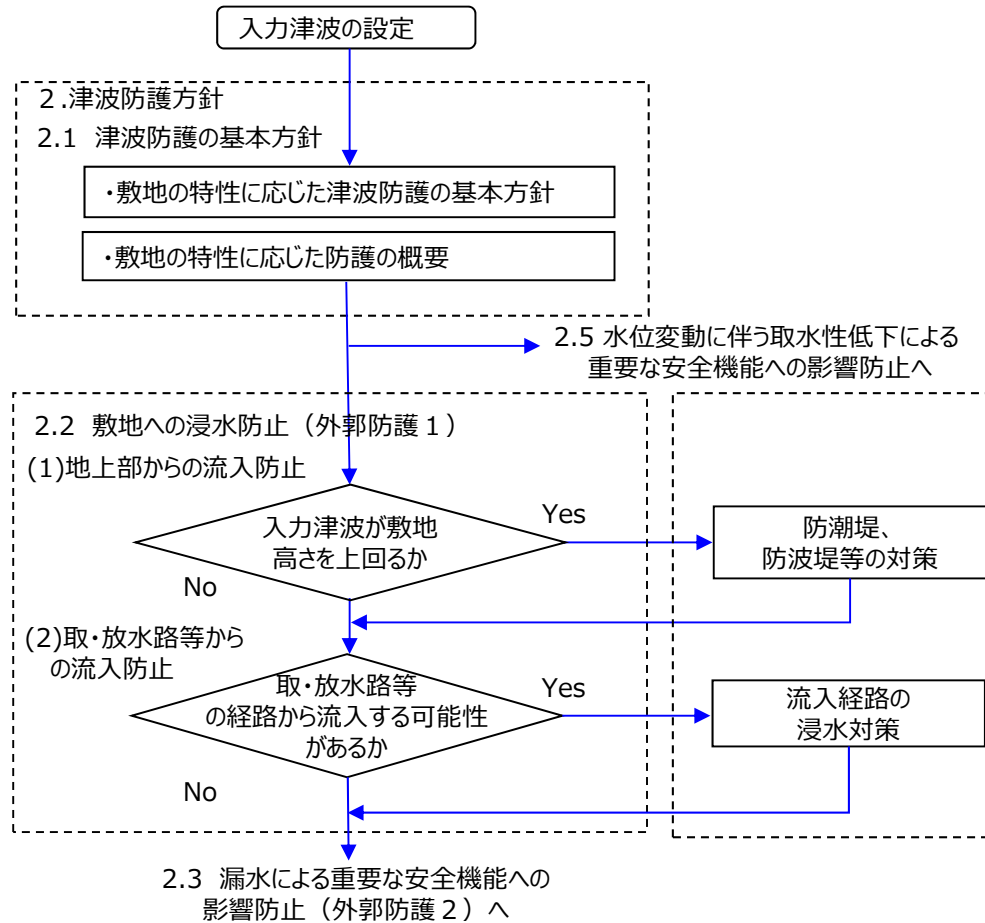
項目	津波警報の発表されない津波の考慮による既許可からの変更点	変更点の具体的内容と評価への影響	重要な評価項目※1
入力津波の設定	<ul style="list-style-type: none"> 基準津波 3～6 の追加 設備形状による影響を考慮した解析モデル（修正モデル）の追加 	<ul style="list-style-type: none"> 3,4号炉海水ポンプ室前面の<input type="text" value="入力津波（下降側）の変更※2、"/>、 設定プロセスの妥当性確認が必要 	○
津波防護の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 基準津波 3～6 の追加による耐津波設計方針の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 取水路防潮ゲートの運用等を変更 「指摘事項への回答」と同一であり、説明を省略 	—
外郭防護 1	<ul style="list-style-type: none"> 入力津波の変更（基準津波 3～6 の追加、修正モデルの追加） 	<ul style="list-style-type: none"> 入力津波（上昇側）に変更がなく、評価結果が変わらないことから、説明を省略 	—
外郭防護 2			
内郭防護			
海水ポンプの取水性		<ul style="list-style-type: none"> 入力津波（下降側）が海水ポンプの取水可能水位を上回るため、取水性に影響なし 入力津波と取水可能水位との比較のみであり、説明を省略 	—
二次的影響	基準津波 3～6 の追加により、以下の項目を評価・確認 <ul style="list-style-type: none"> 砂移動の評価 水位・流向・流速を踏まえ、漂流物評価への影響確認 津波警報が発表されない条件で襲来する津波に対する燃料等輸送船評価への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 基準津波1～6 について津波の傾向に大きな差が無いため、漂流物評価に影響ないことを確認 漂流物評価の分類※が変更となったものについて確認が必要 ※漂流の有無・安全機能への影響に係る分類 	○
		<ul style="list-style-type: none"> 砂移動の評価結果に変更なし 燃料等輸送船について、警報が発表されない津波が襲来した際に漂流物とならないことを確認 これらの評価プロセスの妥当性確認が必要 	○
津波監視	<ul style="list-style-type: none"> 基準津波 3～6 の追加により、津波監視設備を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 潮位計を追加設置 「指摘事項への回答」と同一であり、説明を省略 	—
（その他）保守点検	<ul style="list-style-type: none"> 構内潮位計の追加や構外潮位計の活用により、防潮ゲート閉止に関する設計を変更（基準津波 3～6 の追加） 	<ul style="list-style-type: none"> 設計変更を踏まえ、保守点検中の警報が発表されない津波の襲来に対する、防潮ゲート等の運用成立性を整理（保安規定以下の文書に規定） 	○

※1：考え方・評価結果等が既往評価から変更となる項目を説明する ※2：耐津波設計方針の変更を踏まえ評価を実施している

1. 基準津波の追加を踏まえた高浜 1～4号炉の耐津波設計検討の流れ（3 / 3）

○高浜発電所の設置（変更）許可以降に許可となった他プラントの知見反映整理

項目	知見反映対象有無	知見反映要否	知見反映要否の理由
入力津波の設定	×	－	・プラントごとに地盤や形状の特徴を考慮して、網羅的にパラメータスタディを実施するため、他プラントの知見反映項目なし。
津波防護の基本方針	×	－	・プラントごとに津波防護の基本方針をまとめたものであり、他プラントの知見反映項目なし。
外郭防護 1	×	－	・入力津波（上昇側）を用いて、津波の敷地への遡上及び経路からの津波流入を評価しており、他プラントの知見反映項目なし。
外郭防護 2	○	×	・一部評価内容に差異のあるプラントもあるものの、実際の設備設計を考慮すると、追加対応が必要な項目はないことから、知見反映する必要なし。
内郭防護			
海水ポンプの取水性	×	－	・海水ポンプ前面における入力津波高さ（下降側）と取水可能水位を比較して取水性を確認しており、他プラントの知見反映項目なし。
二次的影響	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・漂流物の選定・評価を他プラントの考え方に合わせ見直した結果、軽量物であるクラゲ防止網等が津波防護施設で防護するものと整理された。クラゲ防止網は、設計に用いる漂流物（漁船）より軽量であり、施設評価への影響はないことを確認。（評価プロセスの知見反映） ・燃料等輸送船の評価については他プラントでは燃料輸送船の転倒評価を実施しており、今回同様の評価を改めて実施し影響がないことを確認。（評価項目の知見反映） ・燃料等輸送船の停泊時に存在する燃料輸送容器、燃料輸送車両、LLW輸送容器及びLLW輸送車両について、漂流物とならないものの可能な範囲で退避可能なことを確認。
		×	<ul style="list-style-type: none"> ・東海第二では、ソリトン分裂波に伴う砕波が発生するため、衝突力算定式としてFEMA式を適用している。 ・高浜では、発電所前面の海底地形からソリトン分裂波に伴う砕波は発生しないと評価しており、衝突力算定式は道路橋示方書式が適切であることから、既許可の検討から変更はない。
津波監視	×	－	・津波監視設備の考え方に差異なし。
（その他） 保守点検	×	－	・取水路防潮ゲートは発電所特有の設備であり、他プラントの知見反映項目なし。



<入力津波の設定>

・入力津波（水位下降側）の設定

P8~11 入力津波の設定

<津波防護の基本方針>

・津波防護の基本方針に変更なし

・耐津波設計方針の変更点

- a) 取水路防潮ゲート運用変更
- b) 既許可の津波監視設備（潮位計）を津波防護施設と兼用するものとして全号炉共用化
- c) 2号炉海水ポンプ室に潮位計を追加設置
- d) 敷地外の観測潮位を可能な限り早期に津波に対応するための運用として活用

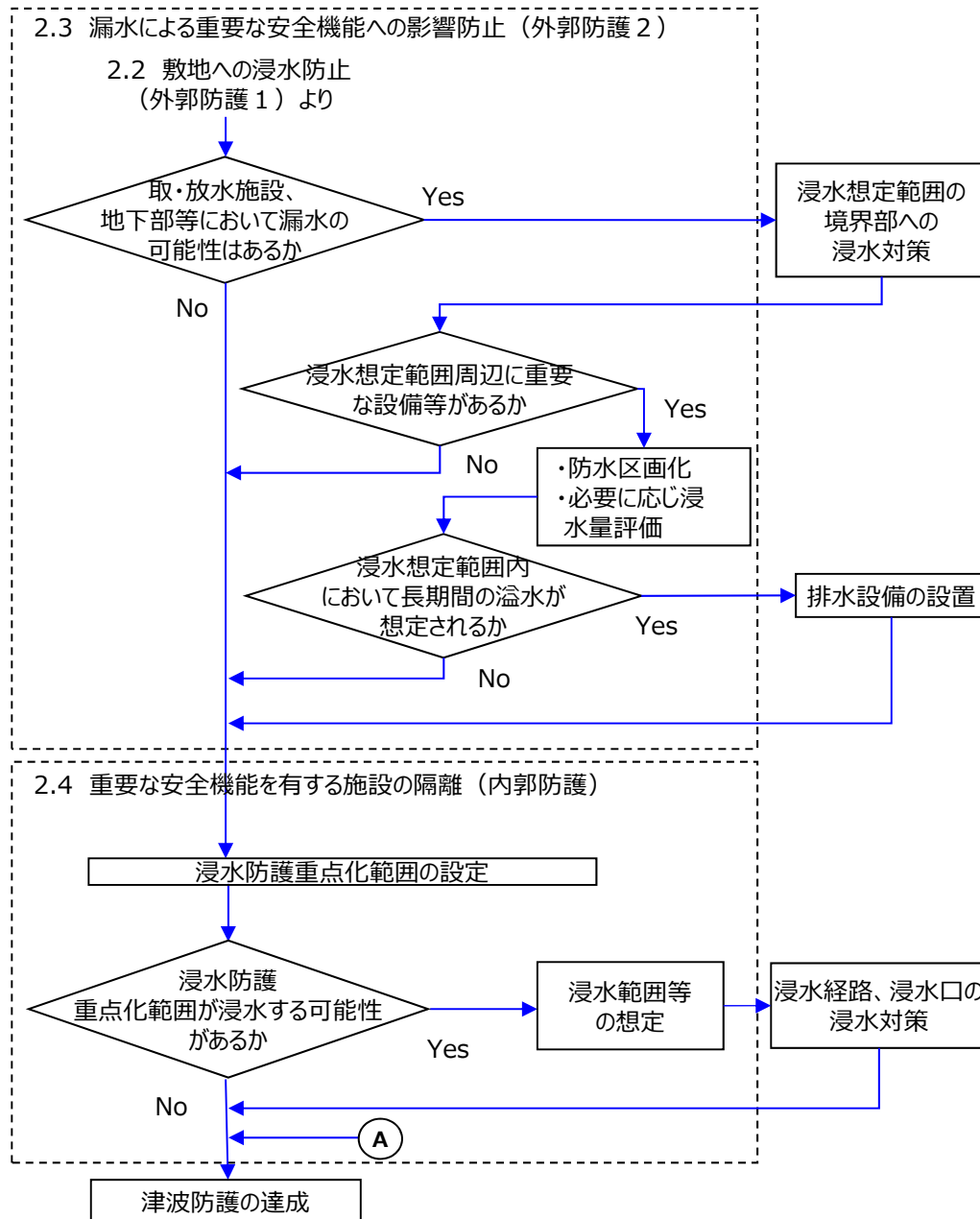
P12,13 敷地の特性に応じた津波防護基本方針

<外郭防護1>

- ・潮位計の観測結果より取水路防潮ゲートを閉止する運用を追加・それに伴い潮位計を津波防護施設と兼用するものとして全号炉共用化

⇒水位上昇側の入力津波高さに変更はないことから、地上部からの遡上波及び取・放水路等の各流入経路の評価結果に変更なし。

P14 敷地への浸水防止（外郭防護1）



<外郭防護 2>

・水位上昇側の入力津波高さに変更はないことから、1号炉、2号炉並びに3号及び4号炉の海水ポンプエリアの漏水による浸水対策に変更なし。

⇒防護対策変更なし

P15

漏水による重要な安全機能への影響防止 (外郭防護 2)

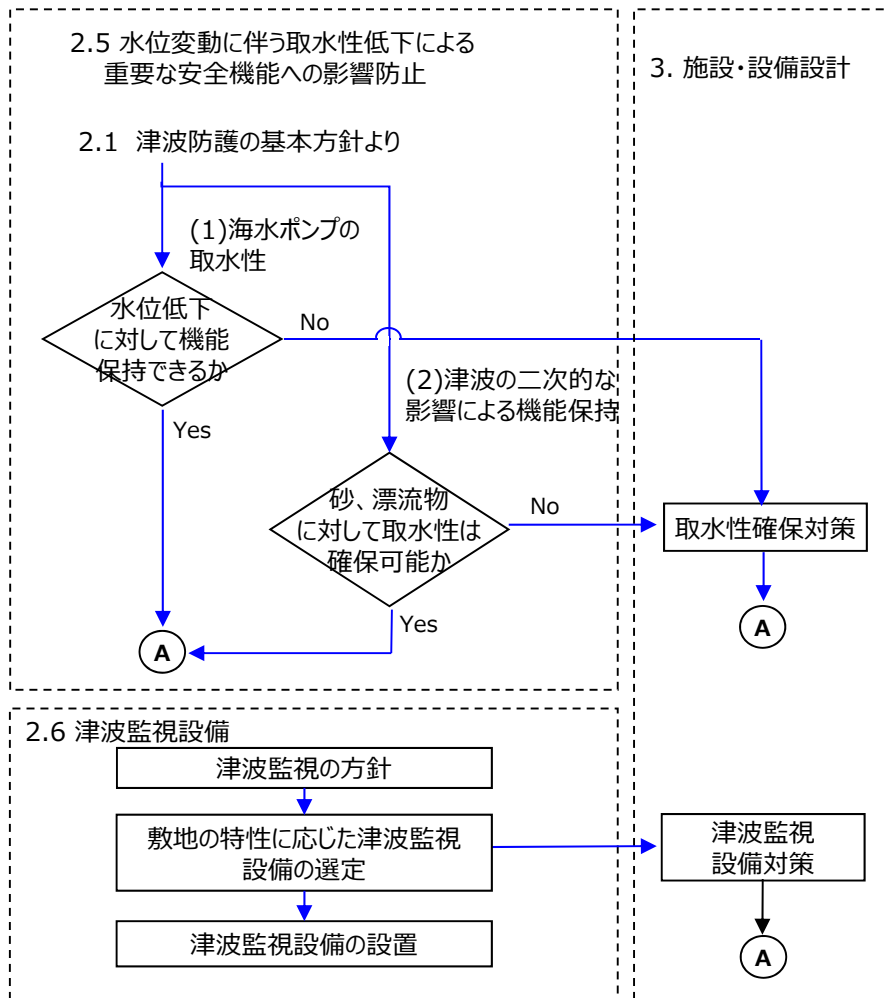
<内郭防護>

・水位上昇側の入力津波高さに変更はないことから、浸水防護重点化範囲に隣接する建屋への浸水評価結果に変更なし

⇒防護対策変更なし

P16

重要な安全機能を有する施設の隔離 (内郭防護)



<取水性>

・水位下降側の入力津波高さが変更となることから、海水ポンプの取水性の再評価を実施

⇒海水ポンプの取水性に影響がないことを確認

<二次影響>

・混入した浮遊砂に対する取水性確保は変更なし

・漂流物に対する取水性確保は変更なし

・砂移動評価については変更なし

P17~24

水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止

<津波監視>

・入力津波に基づき津波監視設備の設置高さ及び測定範囲を評価

a)津波監視カメラ ⇒変更なし

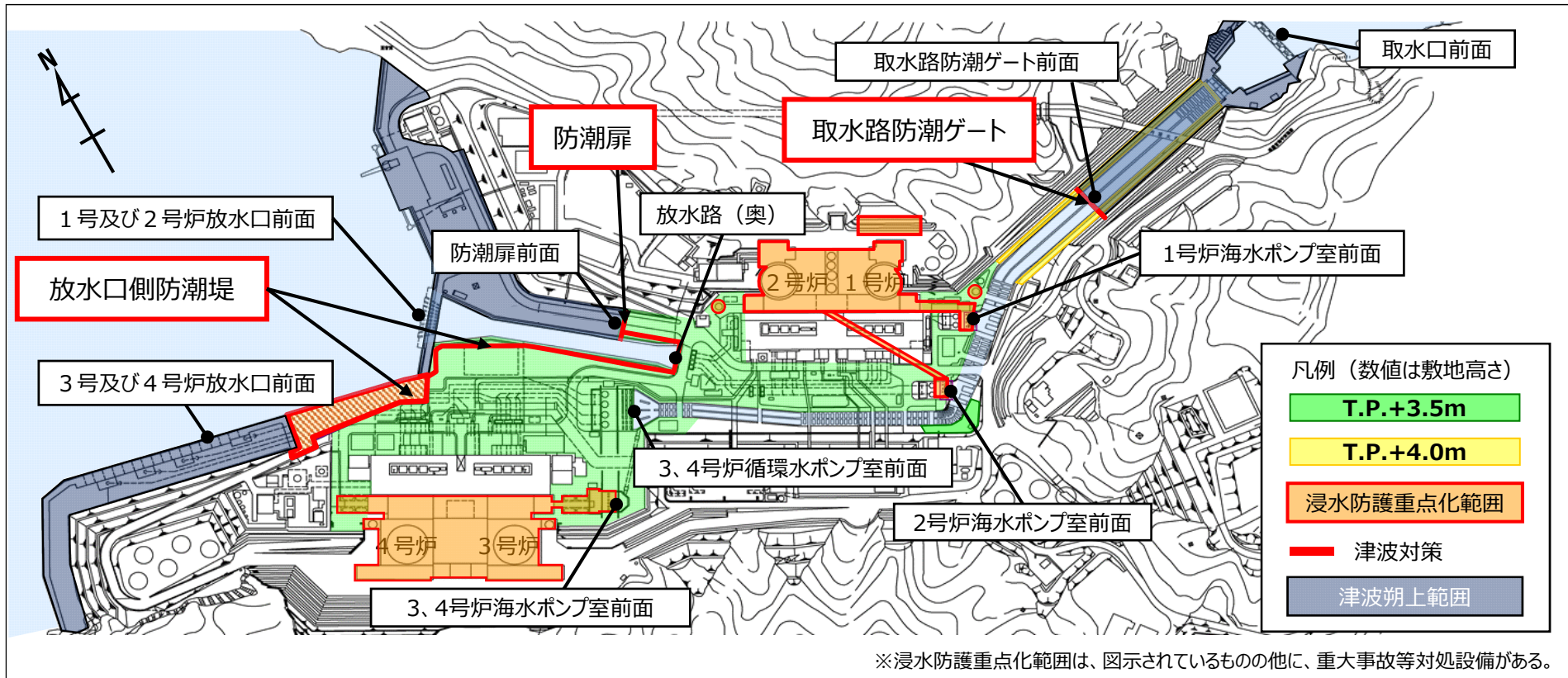
b)潮位計 ⇒既許可の潮位計を津波防護施設と兼用するものとして全号炉共用化、2号炉海水ポンプ室に潮位計を追加設置

P25

津波監視設備

3. 入力津波の設定（1 / 4）

○入力津波の評価地点は、各施設・設備等の設置位置を考慮して、以下の図のとおりとする。



高浜発電所における入力津波評価地点

3. 入力津波の設定 (2 / 4)

○入力津波の設定にあたっては、基準津波に加えて各種影響評価等を実施している。今回、基準津波3、基準津波4、**基準津波5及び基準津波6**並びに影響評価項目として設備形状による影響評価（既許可モデル／修正モデル）が追加となる。入力津波の設定における検討事項を以下に示す。

○なお、設備形状による影響評価（既許可モデル／修正モデル）と管路解析による影響評価（貝付着あり／貝付着なし）は、いずれも取水口～取水路（非常用取水路）～海水ポンプ室に至る経路上の条件であることから、これらの組合せを考慮する。

既許可で実施済の検討事項

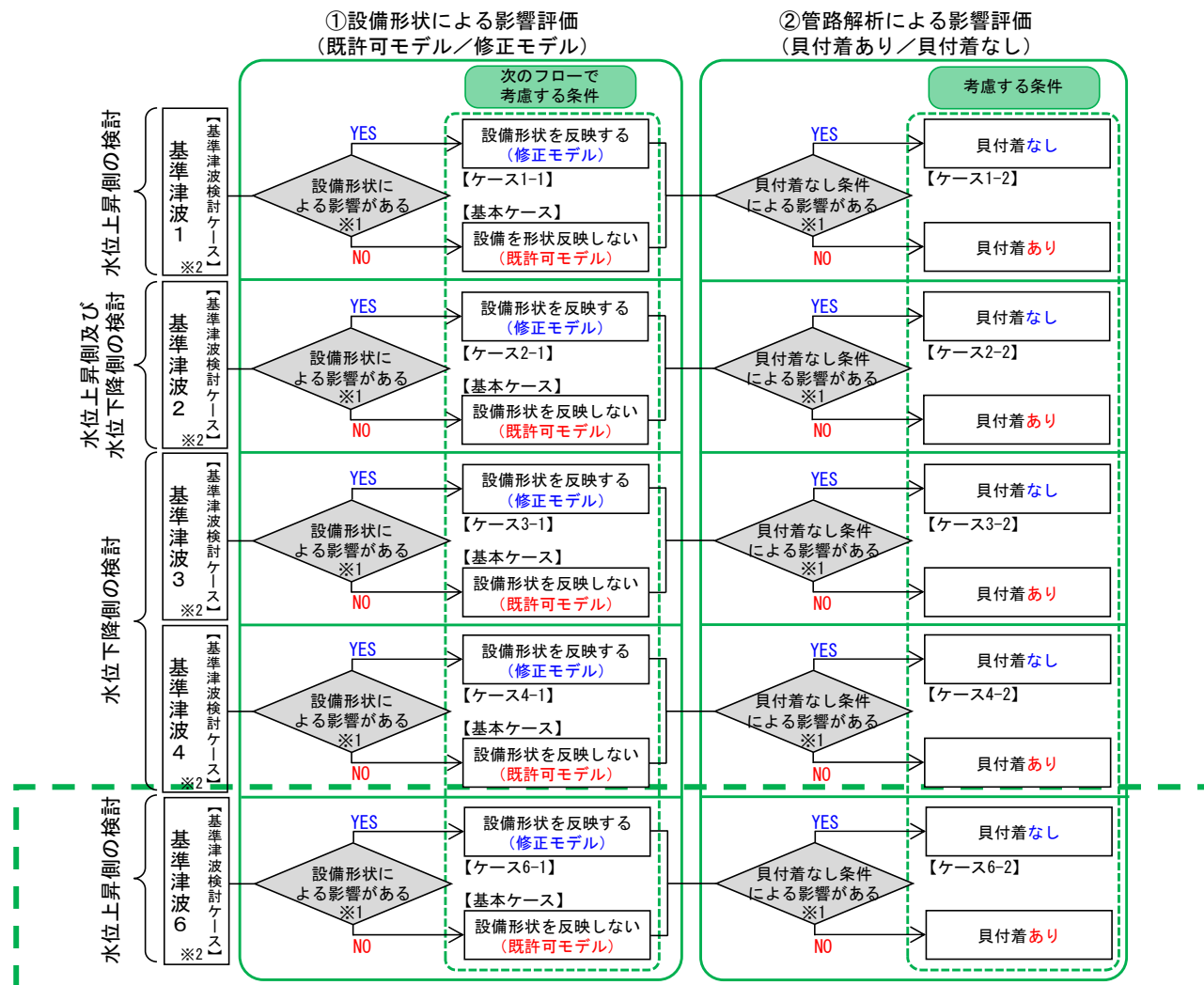
○：考慮する事項 ：組合せを考慮する事項

		基準津波1	基準津波2	基準津波3	基準津波4	基準津波5	基準津波6
基準津波※		○	○	○ (ゲート開→閉)	○ (ゲート開→閉)	○ (ゲート開→閉)	○
基準津波選定過程 単体組合せ		○		基準津波3、基準津波4、 基準津波5及び基準津波6 の波源は海底地すべり単独であるため、追加検討事項はない。			
日本海調査検討会モデル補足検討 (単体組合せ)		○		基準津波3、基準津波4、 基準津波5及び基準津波6 の波源は海底地すべり単独であるため、追加検討事項はない。			
放水口側	液状化に伴う地盤変状 による影響評価 (地盤変状なし→地盤変状あり)	○	—	放水口付近の液状化に伴う地盤変状による影響評価を実施。 なお、基準津波2の放水口側評価点の基準津波水位は基準津波1に包絡されることから、基準津波2による評価を省略。			
	管路解析による影響評価 (貝付着あり→貝付着なし)	○	○	○	○	—	○
	設備形状による影響評価 (既許可モデル→修正モデル)	○	○	○	○	—	○
取水口側	取水口側の管路部分の条件（貝付着）による影響評価を実施。取水口側評価点の津波水位に影響を与える基準津波1及び基準津波2により実施。	○		基準津波3及び基準津波4は取水口側評価点の水位下降側の津波水位に影響を与えることから、基準津波3及び基準津波4による追加検討を実施する。 なお、水位上昇側の基準津波水位は基準津波1、2に包絡されることから、水位上昇側の評価を省略する。		取水口側評価点における水位上昇側の基準津波水位は基準津波3に包絡されることから、 基準津波3と同様の対応とする。	
	取水口側の設備形状（修正モデル）による影響評価を実施する。取水口側評価点の津波水位に影響を与える基準津波1、基準津波2、基準津波3及び基準津波4で検討を実施する。 なお、基準津波3及び基準津波4の水位上昇側の基準津波水位は基準津波1、2に包絡されることから、基準津波3及び基準津波4の水位上昇側の評価を省略する。	○		○		—	
		○		○		○	

※基準津波の検討ケースは、「地盤変状なし」+「貝付着あり」+「既許可モデル」を指す。

○組合せを考慮する取水口側影響評価の検討フローについて

設備形状による影響評価（既許可モデル／修正モデル）及び管路解析による影響評価（貝付着あり／貝付着なし）の組合せを考慮する。
 なお、検討フローについては、管路解析条件（貝付着なし）が非常用取水路清掃後の一時的な期間で発生する条件であることを踏まえ、まずは設備形状による影響評価を行い、次に管路解析による影響評価を行うものとする。影響評価検討フローを以下に示す。



※1 水位上昇側では各条件を考慮した方が津波水位が上昇する場合に、また、水位下降側では各条件を考慮した方が津波水位が低下する場合に影響があるとして次のフローでの解析に考慮する。
 ※2 基準津波検討ケースは「既許可モデル」+「貝付着あり」を指す。

3. 入力津波の設定 (4 / 4)

○基準津波に加えて、入力津波の設定における各種影響評価による津波水位を踏まえ、各評価地点での水位の最大値（下降側は最小値）に朔望平均潮位のばらつき（上昇側+0.15m、下降側-0.17m）を考慮し、下表のとおり入力津波を設定した。

第847回審査会合
資料1-2 P11修正

【入力津波高さ一覧表】

赤字文字：最大値（下降側は最小値）

		水位上昇側										水位下降側			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
		取水口前面	取水路防潮ゲート前面	1号炉海水ポンプ室前面	2号炉海水ポンプ室前面	3,4号炉循環水ポンプ室前面	3,4号炉海水ポンプ室前面	1号及び2号炉放水口前面	3号及び4号炉放水口前面	放水路（奥）	防潮扉前面	1号炉海水ポンプ室前面	2号炉海水ポンプ室前面	3,4号炉海水ポンプ室前面	
基準津波	基準津波 1、2	T.P.+4.5m	T.P.+5.5m	T.P.+2.2m	T.P.+2.2m	T.P.+2.5m	T.P.+2.5m	T.P.+5.3m	T.P.+5.1m	T.P.+6.2m	—*6	T.P.-1.8m*1	T.P.-1.8m*1	T.P.-2.0m*1	
	基準津波 3（ゲート開→閉）*3	T.P.+3.4m	T.P.+4.0m	T.P.+1.7m	T.P.+1.6m	T.P.+2.1m	T.P.+2.3m	T.P.+3.7m	T.P.+3.7m	T.P.+4.0m	—*6	T.P.-1.9m	T.P.-2.0m	T.P.-2.8m	
	基準津波 4（ゲート開→閉）*3	T.P.+2.8m	T.P.+3.3m	T.P.+1.2m	T.P.+1.1m	T.P.+1.5m	T.P.+1.6m	T.P.+3.7m	T.P.+3.7m	T.P.+3.9m	—*6	T.P.-1.8m	T.P.-1.9m	T.P.-2.8m	
	基準津波 5（ゲート開→閉）*3	T.P.+2.6m	T.P.+2.9m	T.P.+1.3m	T.P.+1.2m	T.P.+1.3m	T.P.+1.4m	T.P.+2.7m	T.P.+2.6m	T.P.+2.7m	—*6	—*4	—*4	—*4	
	基準津波 6	T.P.+1.9m	T.P.+2.1m	T.P.+2.1m	T.P.+2.2m	T.P.+2.3m	T.P.+2.6m	T.P.+2.2m	T.P.+2.2m	T.P.+2.4m	—*6	—*4	—*4	—*4	
	基準津波検討過程単体組合せ	T.P.+4.6m	T.P.+6.1m	T.P.+2.2m	T.P.+2.3m	T.P.+2.6m	T.P.+2.7m	T.P.+6.0m	T.P.+5.9m	T.P.+6.1m	—*6	T.P.-2.0m*1	T.P.-1.9m*1	T.P.-2.0m*1	
入力津波の検討	日本海調査検討会補足検討（単体組合せ）	T.P.+2.4m	T.P.+2.4m	T.P.+2.4m	T.P.+2.4m	T.P.+2.8m	T.P.+2.7m	T.P.+2.9m	T.P.+2.8m	T.P.+3.1m	—*6	T.P.-2.2m*2	T.P.-2.1m*2	T.P.+2.2m*2	
	放水口側影響評価	T.P.+4.5m	T.P.+5.5m	T.P.+1.2m	T.P.+1.1m	T.P.+1.2m	T.P.+1.7m	T.P.+5.1m	T.P.+5.1m	T.P.+6.5m	T.P.+6.5m	—*4	—*4	—*4	
	基準津波1	①:構造物形状による影響評価（修正モデル）	T.P.+4.5m	T.P.+5.4m	T.P.+1.2m	T.P.+1.2m	T.P.+1.2m	T.P.+1.6m	T.P.+5.3m	T.P.+5.1m	T.P.+6.2m	—*6	—*4	—*4	—*4
		②-1:管路解析による影響評価（貝付着なし（既許可モデル））	T.P.+4.5m	T.P.+5.5m	T.P.+1.3m	T.P.+1.2m	T.P.+1.4m	T.P.+1.9m	T.P.+5.3m	T.P.+5.1m	T.P.+6.2m	—*6	—*4	—*4	—*4
	②-2:管路解析による影響評価（貝付着なし（修正モデル））	T.P.+4.5m	T.P.+5.4m	T.P.+1.3m	T.P.+1.3m	T.P.+1.3m	T.P.+1.9m	T.P.+5.3m	T.P.+5.1m	T.P.+6.2m	—*6	—*4	—*4	—*4	
	基準津波2	①:構造物形状による影響評価（修正モデル）	T.P.+2.1m	T.P.+2.1m	T.P.+2.0m	T.P.+2.0m	T.P.+2.3m	T.P.+2.2m	T.P.+2.7m	T.P.+2.5m	T.P.+2.7m	—*6	T.P.-1.6m*1	T.P.-1.6m*1	T.P.-1.9m*1
		②:管路解析による影響評価（貝付着なし（既許可モデル））	T.P.+2.1m	T.P.+2.2m	T.P.+2.2m	T.P.+2.2m	T.P.+2.5m	T.P.+2.7m	T.P.+2.7m	T.P.+2.5m	T.P.+2.7m	—*6	T.P.-1.8m*1	T.P.-1.8m*1	T.P.-2.1m*1
	基準津波3	①:構造物形状による影響評価（修正モデル）	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	T.P.-2.1m	T.P.-2.2m	T.P.-3.0m
		②:管路解析による影響評価（貝付着なし（修正モデル））	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	T.P.-2.1m	T.P.-2.2m	T.P.-2.9m
	基準津波4	①:構造物形状による影響評価（修正モデル）	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	T.P.-2.1m	T.P.-2.2m	T.P.-3.1m
		②:管路解析による影響評価（貝付着なし（修正モデル））	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	—*5	T.P.-2.0m	T.P.-2.2m	T.P.-3.0m
	基準津波6	①:構造物形状による影響評価（修正モデル）	T.P.+1.9m	T.P.+2.0m	T.P.+2.1m	T.P.+2.1m	T.P.+2.3m	T.P.+2.5m	T.P.+2.2m	T.P.+2.2m	T.P.+2.4m	—*5	—*4	—*4	—*4
		②:管路解析による影響評価（貝付着なし（既許可モデル））	T.P.+1.9m	T.P.+2.1m	T.P.+2.1m	T.P.+2.2m	T.P.+2.4m	T.P.+2.6m	T.P.+2.2m	T.P.+2.2m	T.P.+2.4m	—*5	—*4	—*4	—*4

今回追加

今回追加

今回追加

今回追加

各地点の最大値（最小値）に朔望平均潮位のばらつきとして
上昇側は+0.15m、下降側は-0.17mを考慮



- *1 地盤変動量 0.23m隆起
- *2 地盤変動量 0.30m隆起
- *3 通常の潮汐とは異なる潮位変動を把握した場合に取水路防潮ゲートを閉止する運用を考慮した津波水位
- *4 水位上昇側の検討のため評価なし
- *5 水位下降側の検討のため評価なし（水位上昇側の津波水位は基準津波1、2で包絡できることを確認）
- *6 放水口側影響評価ケースが支配的のため評価なし

赤字文字：入力津波変更箇所

		水位上昇側										水位下降側		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
入力津波	既許可	T.P.+4.7m	T.P.+6.2m	T.P.+2.6m	T.P.+2.6m	T.P.+2.9m	T.P.+2.9m	T.P.+6.2m	T.P.+6.0m	T.P.+6.7m	T.P.+6.6m	T.P.-2.3m	T.P.-2.3m	T.P.-2.4m
	今回申請 （基準津波 3、4、5、6を追加）	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	T.P.-3.3m
波源		基準津波1	基準津波1	基準津波2	基準津波2	基準津波2	基準津波2	基準津波1	基準津波1	基準津波1	基準津波1	基準津波2	基準津波2	基準津波4

基準津波 1 : 若狭海丘列付近断層と 隠岐トラフ海底地すべり
基準津波 2 : FO-A~FO-B~熊川断層と陸上地すべり
基準津波 3, 4, 5, 6 : 隠岐トラフ海底地すべり

○敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等）に応じた津波防護の基本方針は変更なし

- ・ 敷地への浸水防止（外郭防護 1）

設計基準対象施設および重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。

- ・ 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護 2）

取水・放水施設、地下部において、漏水可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能および重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。

- ・ 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）

上記 2 方針のほか、設計基準対象施設および重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離可能な設計とする。

- ・ 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止

水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能および重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。

- ・ 津波監視設備

津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。

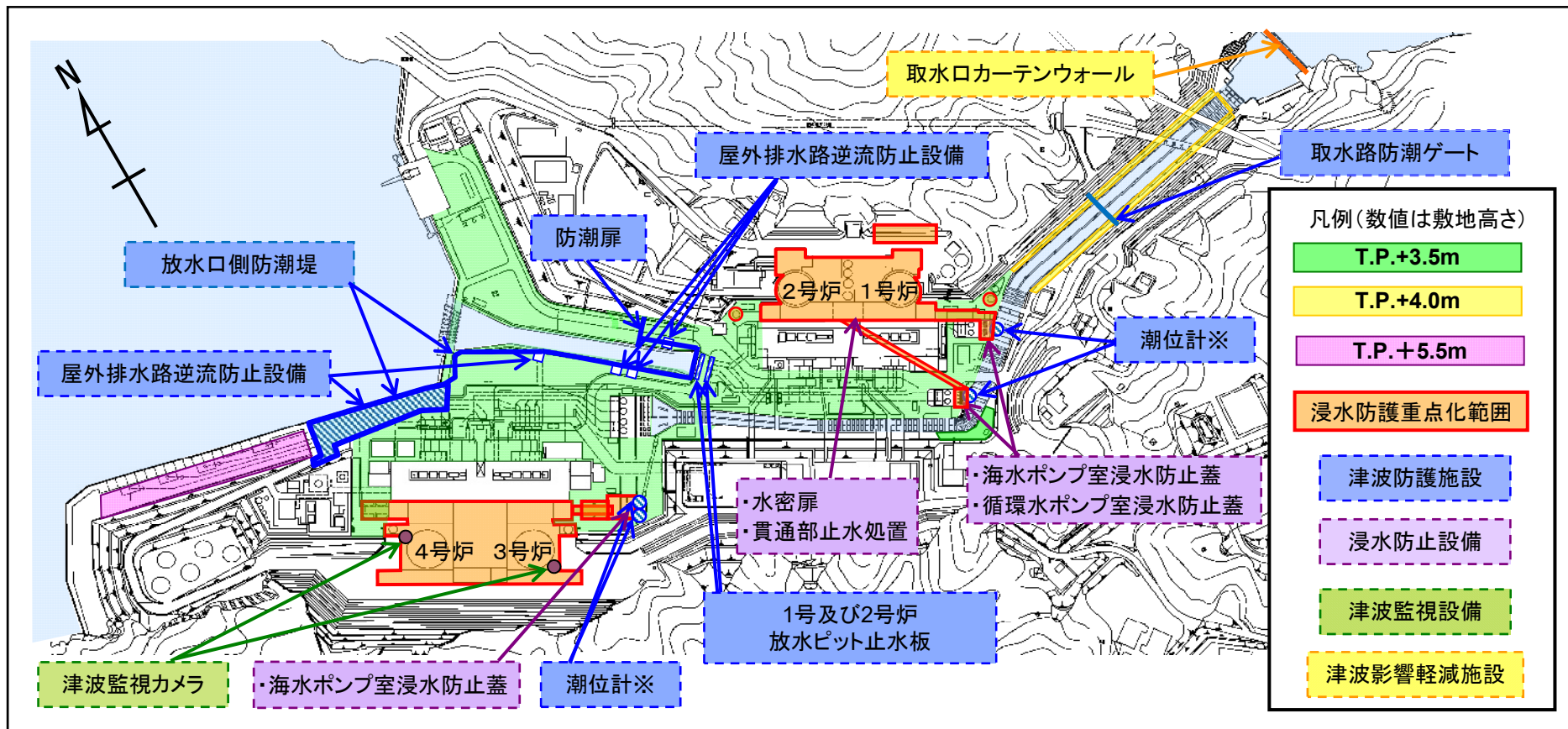
4. 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針（2 / 2）

13

第847回審査会合
資料1-2 P13修正

○津波防護方針の変更点

- a) 取水路防潮ゲートの運用変更
- b) 既設の津波監視設備（1, 2号炉及び3, 4号炉潮位計）を津波防護施設と兼用化及び全号炉共用化
- c) 2号炉海水ポンプ室に潮位計を追加設置（津波防護施設と兼用、全号炉共用）
- d) 敷地外の観測潮位を可能な限り早期に津波に対応するための運用として活用
 - ①敷地外にて「プラント影響のある津波」を検知した場合は構内潮位計での判断基準を「10分以内0.6m「変動」」とし、防潮ゲート閉止判断を早期化
 - ②敷地外にて「プラント影響の可能性ある津波」を検知した場合は構外潮位計で検知した段階で、防潮ゲート操作機構の電源等の健全性確認など、津波関連施設の状態を確認し津波襲来に備える。



浸水防護重点化範囲は、図示されているものの他に、重大事故等対処設備がある。(P.16)

●高浜1～4号炉の耐津波防護設計

※津波監視設備と兼用

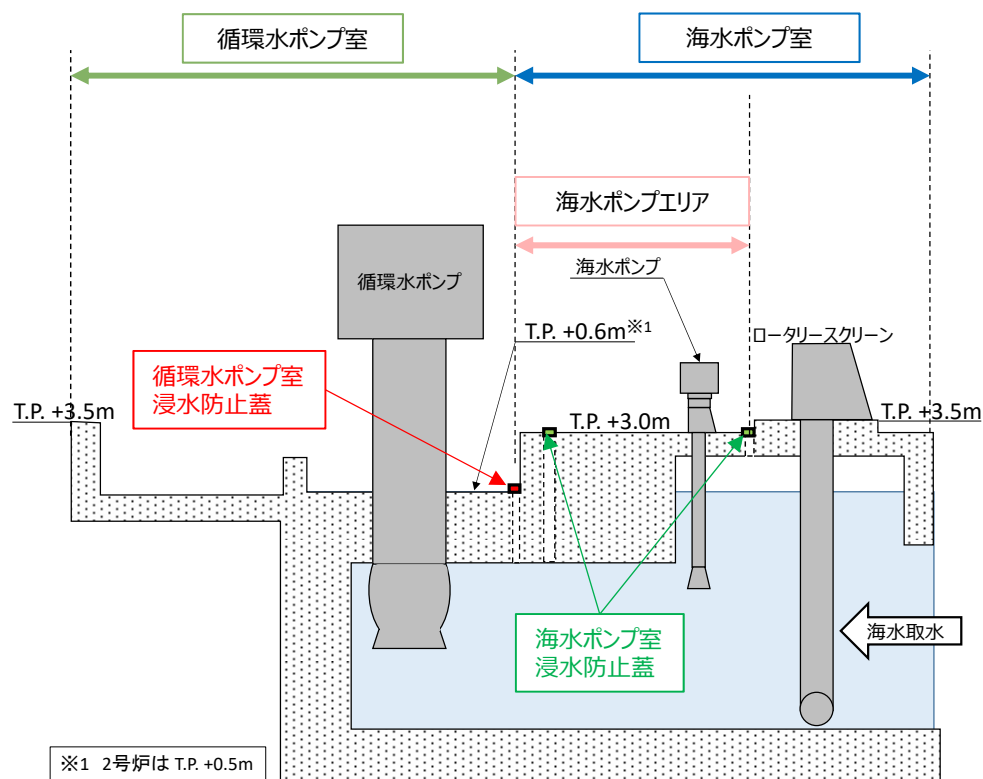
5. 敷地への浸水防止（外郭防護 1）

○水位上昇側の入力津波高さに変更はないことから、地上部からの遡上波及び取・放水路等の各流入経路の評価結果に変更なし。

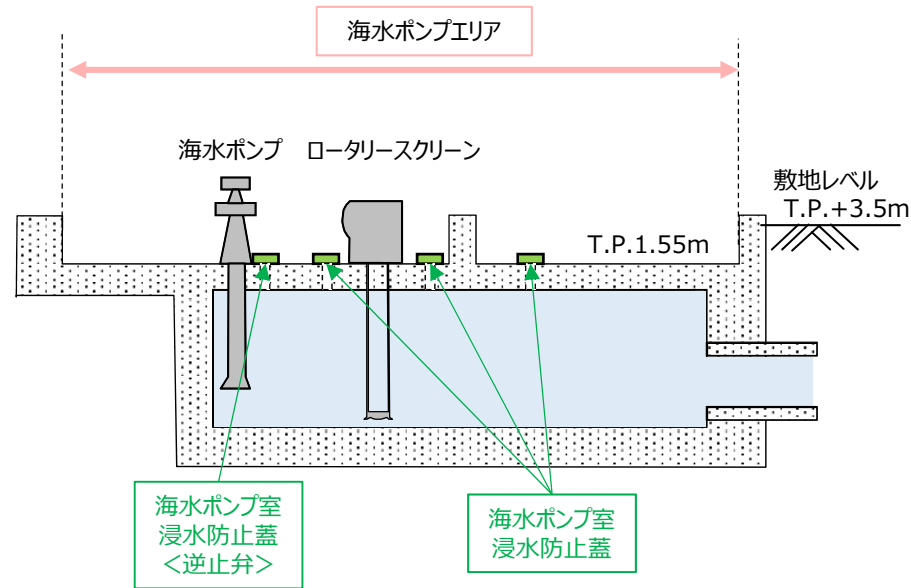
● 各経路からの流入評価結果（変更なし）

エリア			入力津波高さ	許容津波高さ	裕度	
取水路	1号炉	海水系	海水ポンプ室	T.P.+2.6m (1号炉海水ポンプ室)	T.P.+3.5m	0.9m
		循環水系	循環水ポンプ室			
	2号炉	海水系	海水ポンプ室	T.P.+2.6m (2号炉海水ポンプ室)	T.P.+3.5m	0.9m
		循環水系	循環水ポンプ室			
	3号及び4号炉	海水系	点検用トンネル	T.P.+4.7m	T.P.+12.1m	7.4m
			海水ポンプ室	T.P.+2.9m	T.P.+3.5m	0.6m
		循環水系	循環水ポンプ室			
			取水路防潮ゲート前面	T.P.+6.2m	T.P.+8.5m	2.3m
1号及び2号炉	その他配管 (クリーンアップ排水管等)		T.P.+2.9m	T.P.+3.5m	0.6m	
3号及び4号炉						
放水路	1号及び2号炉	放水路	放水口付近	T.P.+6.2m	T.P.+8.0m	1.8m
			防潮扉前	T.P.+6.6m	T.P.+8.0m	1.4m
			放水路（奥）	T.P.+6.7m	T.P.+8.0m	1.3m
			放水ピット			
	3号及び4号炉	放水口付近		T.P.+6.0m	T.P.+8.0m	2.0m
屋外排水路		取水路に接続される系統		T.P.+2.9m	T.P.+3.5m	0.6m
		1, 2号炉放水路に接続される系統		T.P.+6.7m	T.P.+8.0m	1.3m
		放水口側護岸から直接海に接続される系統		T.P.+6.2m	T.P.+8.0m	1.8m

○水位上昇側の入力津波高さに変更はないことから、1号炉、2号炉並びに3号及び4号炉の海水ポンプエリアの漏水による浸水対策に変更なし。



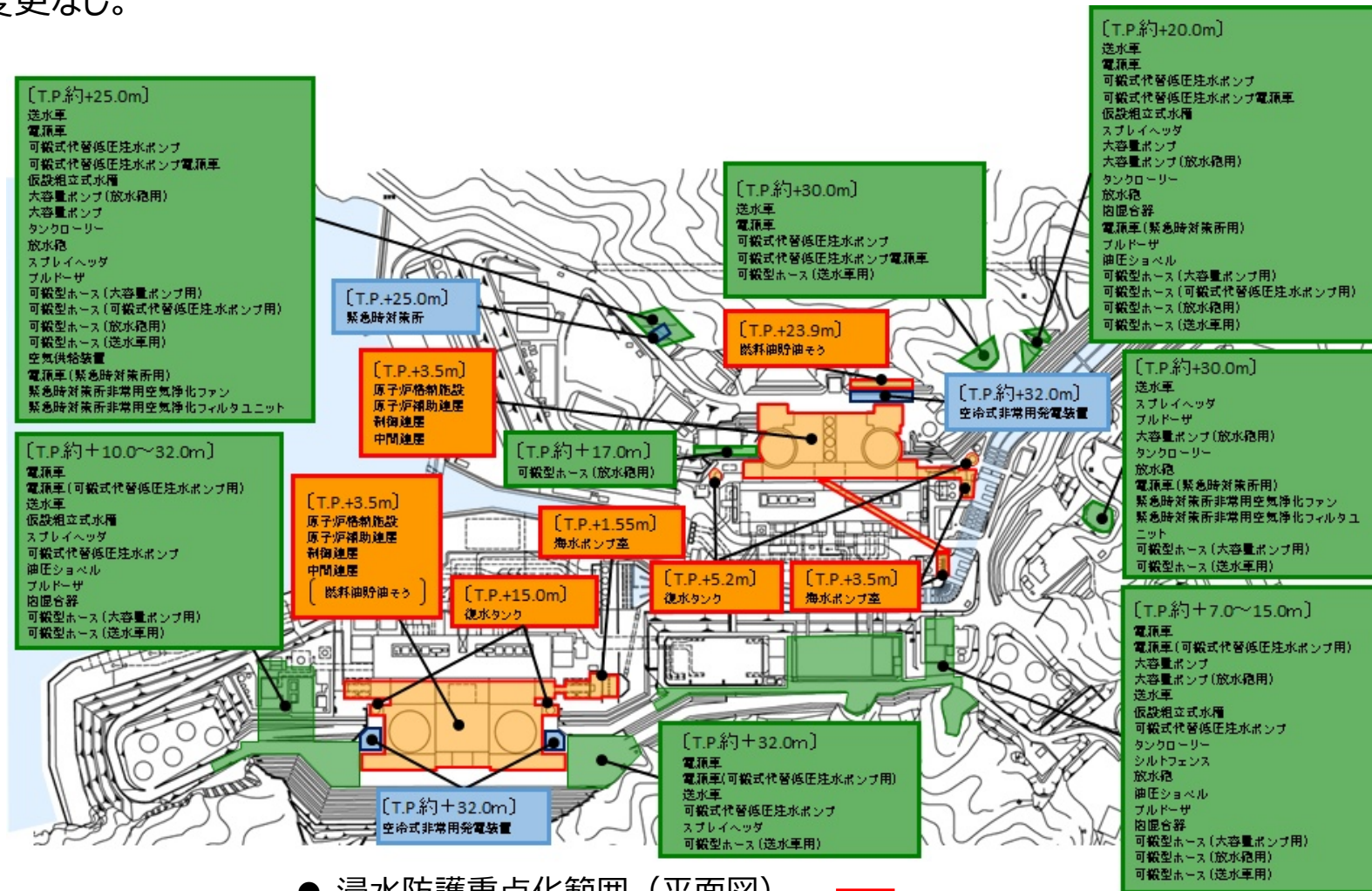
● 1号炉及び2号炉海水ポンプ周辺エリア 断面図



● 3号及び4号炉海水ポンプ周辺エリア 断面図

○ 1～4号炉の浸水防護重点化範囲は以下のとおり。

○ 水位上昇側の入力津波高さに変更はないことから、浸水防護重点化範囲に隣接する建屋への浸水評価結果に変更なし。



● 浸水防護重点化範囲（平面図）

- 設計基準対象施設の津波防護対象範囲（重大事故等対処施設含む）
- 可搬型重大事故等対処設備の津波防護対象範囲
- 重大事故等対処施設のための津波防護対象範囲

○海水ポンプの取水性

- ・ 水位下降側の1号炉海水ポンプ室前面及び2号炉海水ポンプ室前面の入力津波高さに変更がないことから1号炉及び2号炉の海水ポンプ取水性については変更なし
- ・ 3号炉及び4号炉の海水ポンプ取水性については、海水ポンプ室前面下降側水位がT.P.-3.3mとなるが、海水ポンプの設計取水可能水位T.P.-3.52mを上回るため、海水ポンプは機能保持できる。

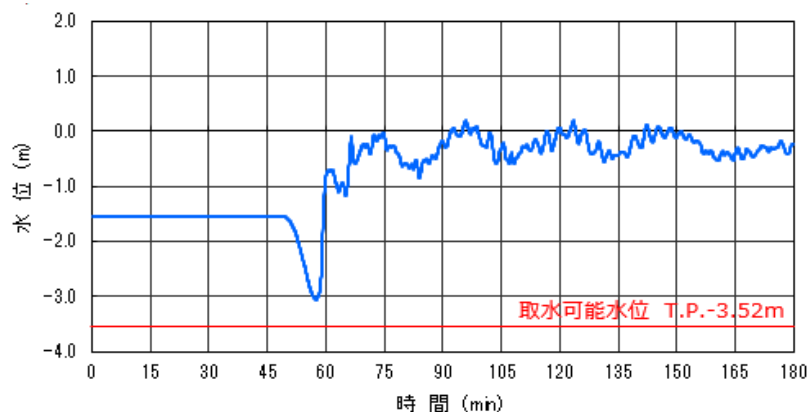
○津波の二次的な影響による機能保持

- ・ 混入した浮遊砂に対する取水性確保は変更なし。

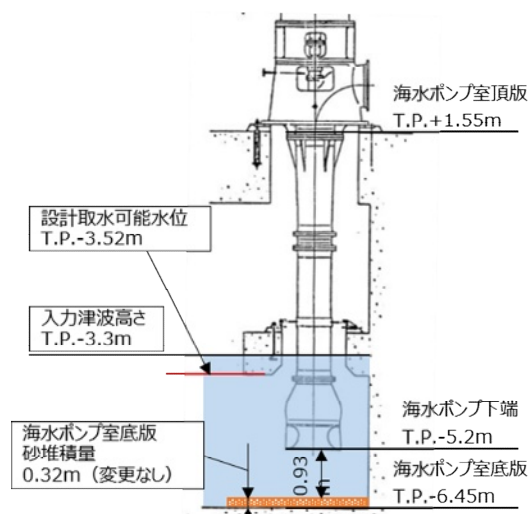
浮遊砂は、粒径が0.2mm（平均粒径）と微小であり、仮に海水ポンプ軸受に混入した場合においても、異物逃がし溝（隙間約3.7mm）から連続排出されるため、海水ポンプの機能は保持できる。

- ・ 漂流物に対する取水性確保は変更なし。

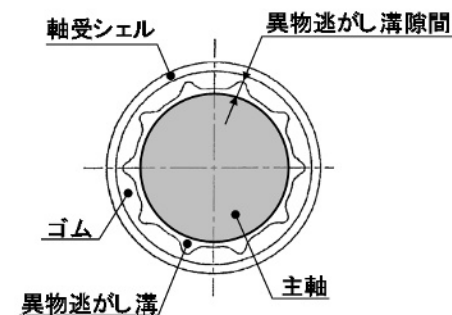
漂流物影響評価結果については、基準津波1,2と基準津波3～6の襲来方向や流速に大きな差はなく、津波防護施設の設計に用いる漂流物の対象についても変更はない。（燃料等輸送船及び燃料輸送車両等の評価については、資料1-1 65 ～ 81 にて説明）



● 海水ポンプ室前面（水位下降側）

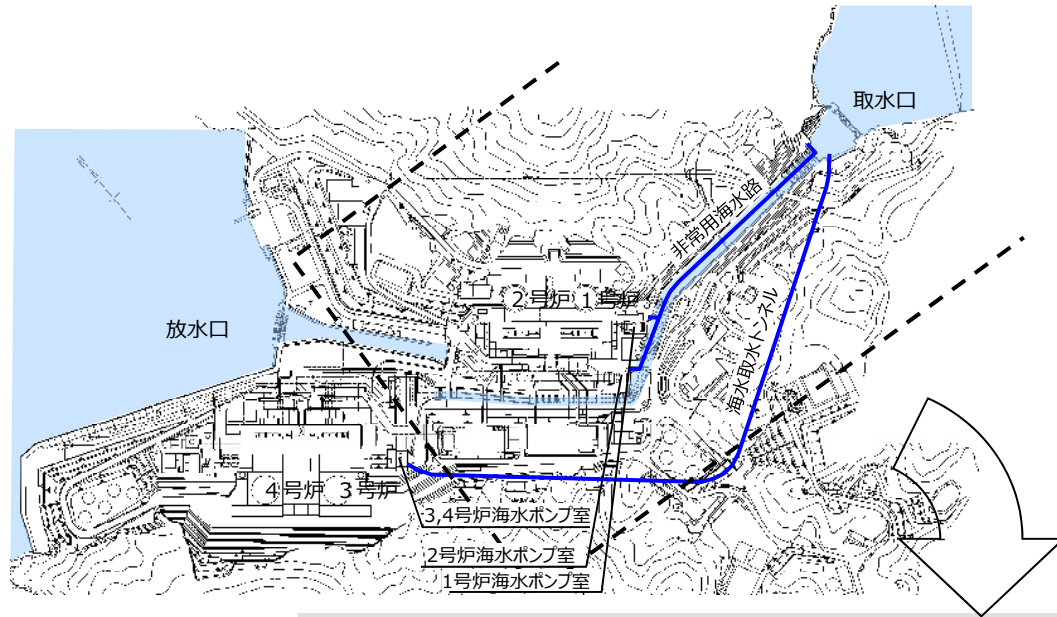


● 海水ポンプ室断面図

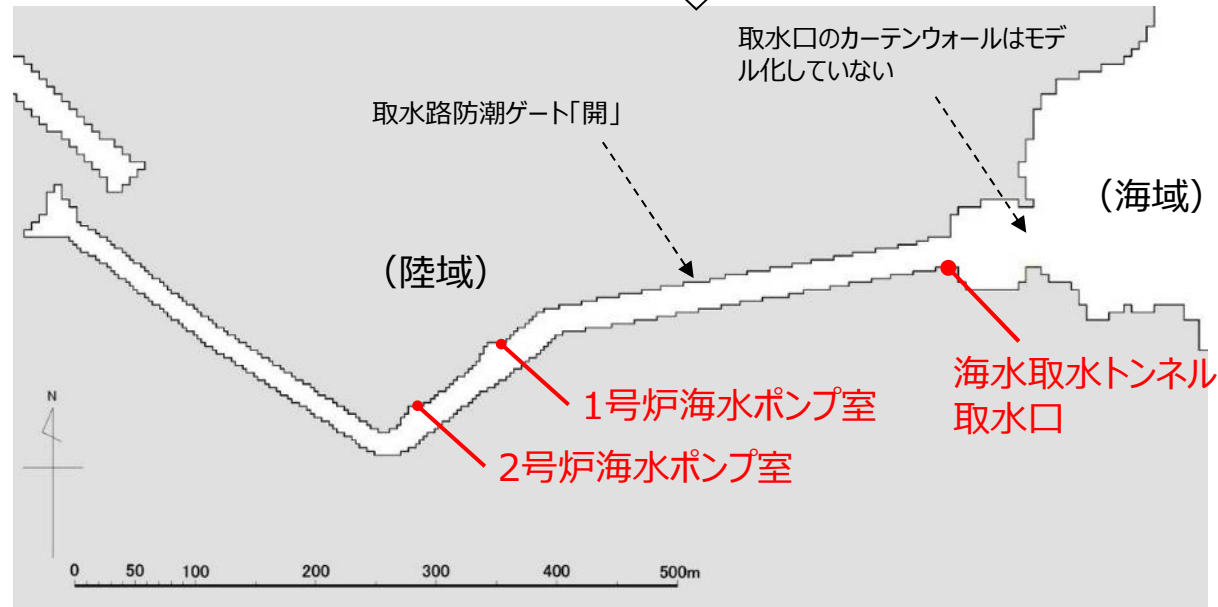


● 海水ポンプ軸受構造図

- 津波の二次的な影響による機能保持のうち、砂移動評価
 - ・評価点と周辺モデル化（基準津波3及び基準津波4）



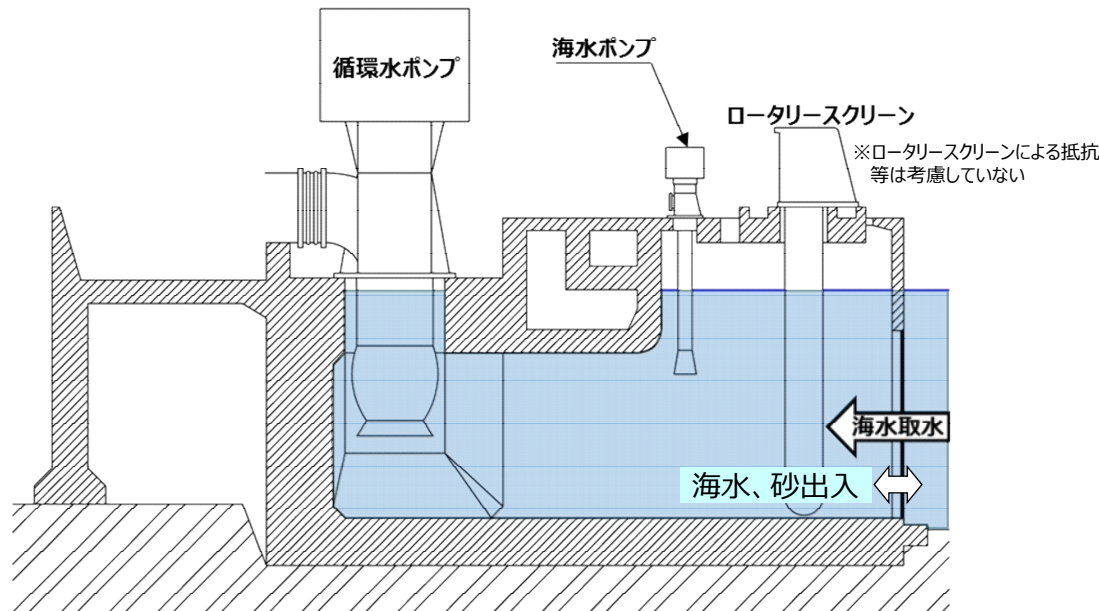
- 新たに追加した基準津波3及び基準津波4について、砂移動評価を行う。基準津波5、6については、基準津波3、4に比べて影響が小さいと考えられることから検討を省略する。
- 基準津波3及び基準津波4の来襲時には取水路防潮ゲートを閉塞できないため、取水路内をモデル化し、全ての陸域境界で完全反射条件とする。
- 取水口のカーテンウォール、非常用海水路、海水取水トンネルはモデル化していない。
- 1号炉及び2号炉海水ポンプ室ならびに海水取水トンネル取水口を評価点とし、3,4号炉海水ポンプ室における堆積量は別途計算する。



周辺のモデル化

○各海水ポンプ室における砂の堆積厚の検討（1号炉及び2号炉海水ポンプ室における砂の堆積厚の検討結果）

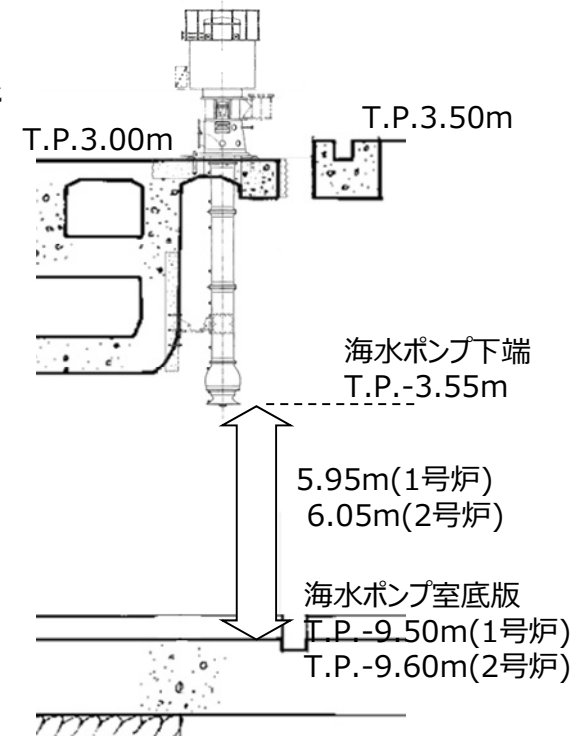
海水ポンプ位置の砂の堆積厚



1号炉及び2号炉海水ポンプ室断面図

1号炉及び2号炉海水ポンプ位置での堆積厚	
基準津波1	0.15m

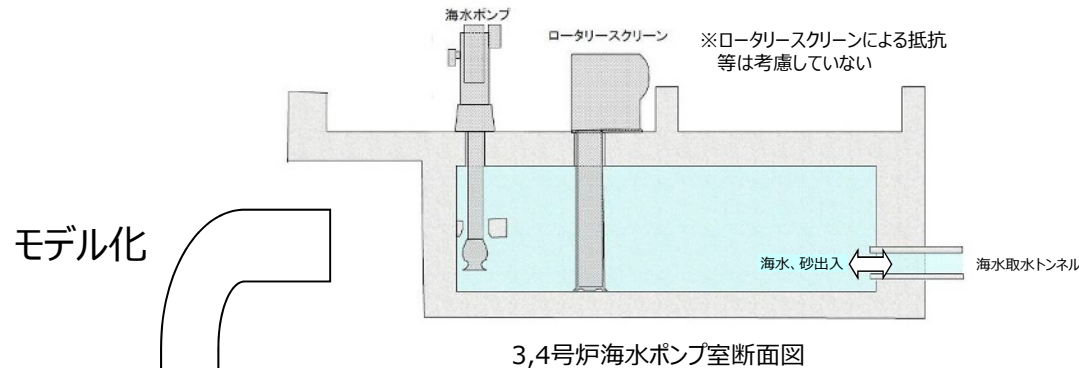
海水ポンプと1号炉及び2号炉海水ポンプ室底版の高さ



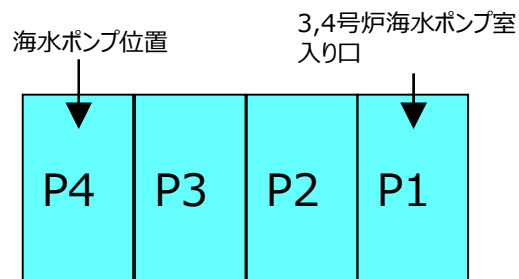
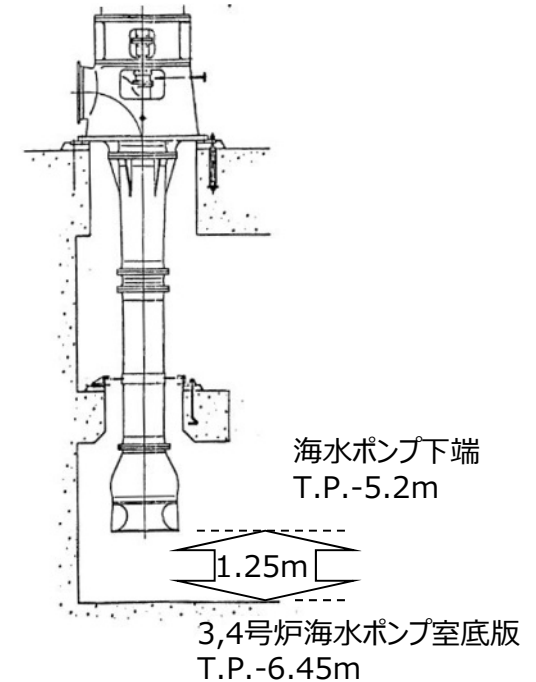
基準津波 1 について1号炉及び2号炉海水ポンプ室における砂の堆積厚を評価した結果、最大で0.15m程度であり、ポンプ取水への影響はない。

○各海水ポンプ室における砂の堆積厚の検討 (3,4号炉海水ポンプ室における砂の堆積厚の検討結果)

海水ポンプ位置の砂の堆積厚



海水ポンプと3,4号炉海水ポンプ室底版の高さ



3,4号炉海水ポンプ室は4つのメッシュに分割しており、最奥の海水ポンプ位置での堆積厚は、以下の通り

ポンプ位置での堆積厚	
基準津波1	0.32m
基準津波2	0.00m
基準津波3	0.07m
基準津波4	0.04m

基準津波 1 ~ 4 について3,4号炉海水ポンプ室における砂の堆積厚を評価した結果、最大で0.32m程度であり、ポンプ取水への影響はない。

○潮位計について

- ・ 既許可の1号炉海水ポンプ室潮位計（1台）及び3，4号炉海水ポンプ室潮位計（2台）の計3台を津波防護施設と兼用する全共用設備として登録
- ・ 2号炉海水ポンプ室に新たに潮位計を1台追加設置
- ・ 潮位計の測定範囲は、見直し後の入力津波高さを包絡

<入力津波高さ>

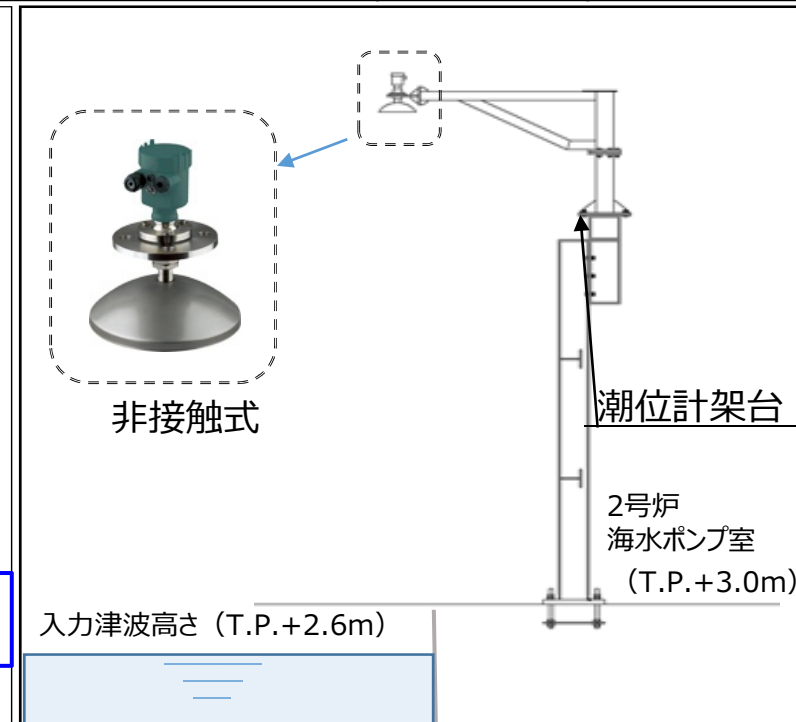
	上昇側	下降側
1号炉海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室前面における入力津波高さ	T.P.+2.6m	T.P.-2.3m
3、4号炉海水ポンプ室前面における入力津波高さ	T.P.+2.9m	T.P.-3.3m

<潮位計測定範囲>

	上限側	下限側
潮位計（1号炉海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室）計測範囲	T.P.+6.6m	T.P.-9.9m
潮位計（3、4号炉海水ポンプ室）計測範囲	T.P.+4.0m	T.P.-4.0m



● 津波監視設備配置図



● 潮位計設置イメージ

- 警報の発表されない津波に対し、構内潮位計の追加や構外潮位計の活用により、防潮ゲート閉止に関する設計を変更
- 構内潮位計は原子炉の運転時・停止時において点検が可能な設計（防潮ゲート本体は設計変更なし）
- 設計変更を踏まえ、保守点検中の警報が発表されない津波の襲来に対する、防潮ゲート等の運用成立性を整理（保安規定以下の文書に規定）

(i) 作業は、天候や波浪状況が安定していること、及び敷地外の潮位計で欠測等がなく、潮位の確認が出来る状態で実施する。万が一、作業中に敷地外の潮位の確認が出来ない状態となった場合には、直ちに作業を中断し、作業前の状態に復旧する。

(ii) 敷地外の潮位計にて情報発信された場合は、中央制御室から現場作業員へ連絡し、作業中断の上、津波襲来までに作業前のゲート開閉状態に復旧する。

□ 上記対応により発電所の安全性への影響はない。また、津波襲来前に作業員が退避可能であるため、作業安全性の確保が可能である。

【防潮ゲートに係る保守作業の概要】

作業内容	防潮ゲート直下の清掃	防潮ゲートの取替え
概要図		

参考資料

(第847回審査会合資料1-3について、基準津波追加等に伴う修正を反映)

入力津波の設定 取水口側影響評価について(1/5)

第847回審査会合
資料1-3 P66再掲

○取水口側影響評価について

①設備形状による影響評価

既許可の津波シミュレーションモデル（以下「既許可モデル」という。）では、取水路防潮ゲートのゲート開口幅を実寸より広く設定し、取水口については取水口ケーソン重量コンクリートを考慮していないことから、現状の設備形状（ゲート開口幅を実寸に設定、取水口ケーソン重量コンクリートの形状を反映）を考慮した津波シミュレーションモデル（以下「修正モデル」という。）を用いて、津波水位に及ぼす影響を評価した。

	既許可モデル	修正モデル
取水路防潮ゲートのモデル化	<ul style="list-style-type: none"> 津波の流入を保守的に評価するため、ゲート開口幅を実寸より広く設定 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の設備形状を踏まえ、ゲート開口幅を実寸に設定
取水口のモデル化	<ul style="list-style-type: none"> カーテンウォール（津波影響軽減施設）をモデルに考慮 取水口ケーソンへの重量コンクリート設置は計画前であったことから未考慮 	<ul style="list-style-type: none"> カーテンウォール（津波影響軽減施設）をモデルに考慮 工事認可を得て取水口ケーソンに設置された重量コンクリートを考慮

入力津波の設定 取水口側影響評価について(2/5)

第847回審査会合
資料1-3 P67修正

○取水口側影響評価について

①設備形状による影響評価

設備形状の考慮有無による津波水位の比較（設備形状を考慮した場合に津波水位が上昇（水位上昇側）または低下（水位下降側）するケースを赤ハッチングで示す。）

		水位上昇側									水位下降側			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
		取水口前面	取水路 防潮ゲート 前面	1号炉 海水ポンプ室 前面	2号炉 海水ポンプ室 前面	3,4号炉循環 水ポンプ室 前面	3,4号炉 海水ポンプ室 前面	1号及び2号 炉放水口 前面	3号及び4号 炉放水口 前面	放水路 (奥)	防潮扉前面	1号炉 海水ポンプ室 前面	2号炉 海水ポンプ室 前面	3,4号炉 海水ポンプ室 前面
基準津波 1	【基本ケース】 設備形状を考慮しない（既許可モデル）	T.P.+4.5m	T.P.+5.5m	T.P.+1.2m	T.P.+1.1m	T.P.+1.3m	T.P.+1.7m	T.P.+5.3m	T.P.+5.1m	T.P.+6.2m	—※4	—※2	—※2	—※2
	【ケース1-1】 設備形状を考慮する（修正モデル）	T.P.+4.5m	T.P.+5.4m	T.P.+1.2m	T.P.+1.2m	T.P.+1.2m	T.P.+1.6m	T.P.+5.3m	T.P.+5.1m	T.P.+6.2m	—※4	—※2	—※2	—※2
基準津波 2	【基本ケース】 設備形状を考慮しない（既許可モデル）	T.P.+2.1m	T.P.+2.2m	T.P.+2.2m	T.P.+2.2m	T.P.+2.5m	T.P.+2.5m	T.P.+2.7m	T.P.+2.5m	T.P.+2.7m	—※4	T.P.-1.8m※1	T.P.-1.8m※1	T.P.-2.0m※1
	【ケース2-1】 設備形状を考慮する（修正モデル）	T.P.+2.1m	T.P.+2.1m	T.P.+2.0m	T.P.+2.0m	T.P.+2.3m	T.P.+2.2m	T.P.+2.7m	T.P.+2.5m	T.P.+2.7m	—※4	T.P.-1.6m※1	T.P.-1.6m※1	T.P.-1.9m※1
基準津波 3	【基本ケース】 設備形状を考慮しない（既許可モデル）	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	T.P.-1.9m	T.P.-2.0m	T.P.-2.8m
	【ケース3-1】 設備形状を考慮する（修正モデル）	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	T.P.-2.1m	T.P.-2.2m	T.P.-3.0m
基準津波 4	【基本ケース】 設備形状を考慮しない（既許可モデル）	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	T.P.-1.8m	T.P.-1.9m	T.P.-2.8m
	【ケース4-1】 設備形状を考慮する（修正モデル）	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	T.P.-2.1m	T.P.-2.2m	T.P.-3.1m
基準津波 6	【基本ケース】 設備形状を考慮しない（既許可モデル）	T.P.+1.9m	T.P.+2.1m	T.P.+2.1m	T.P.+2.2m	T.P.+2.3m	T.P.+2.6m	T.P.+2.2m	T.P.+2.2m	T.P.+2.4m	—※4	—※2	—※2	—※2
	【ケース6-1】 設備形状を考慮する（修正モデル）	T.P.+1.9m	T.P.+2.0m	T.P.+2.1m	T.P.+2.1m	T.P.+2.3m	T.P.+2.5m	T.P.+2.2m	T.P.+2.2m	T.P.+2.4m	—※4	—※2	—※2	—※2

※1 地盤変動量0.23m隆起
 ※2 水位上昇側の検討のため評価なし
 ※3 水位下降側の検討のため評価なし
 ※4 放水口側影響評価ケースが支配的なため評価なし

基準津波 1【水位上昇側】：各評価点の最高水位は同等または低下する傾向にあるが、2号炉海水ポンプ室前面のみ上昇する。以上より、②の検討は両ケース実施する。

基準津波 2【水位上昇側】：各評価点の最高水位は同等または低下する。以上より、②の検討では「設備形状（修正モデル）」を考慮しない。

【水位下降側】：各評価点の最低水位は上昇する。以上より、②の検討では「設備形状（修正モデル）」を考慮しない。

基準津波 3【水位下降側】：各評価点の最低水位は低下する。以上より、②の検討では「設備形状（修正モデル）」を考慮する。

基準津波 4【水位下降側】：各評価点の最低水位は低下する。以上より、②の検討では「設備形状（修正モデル）」を考慮する。

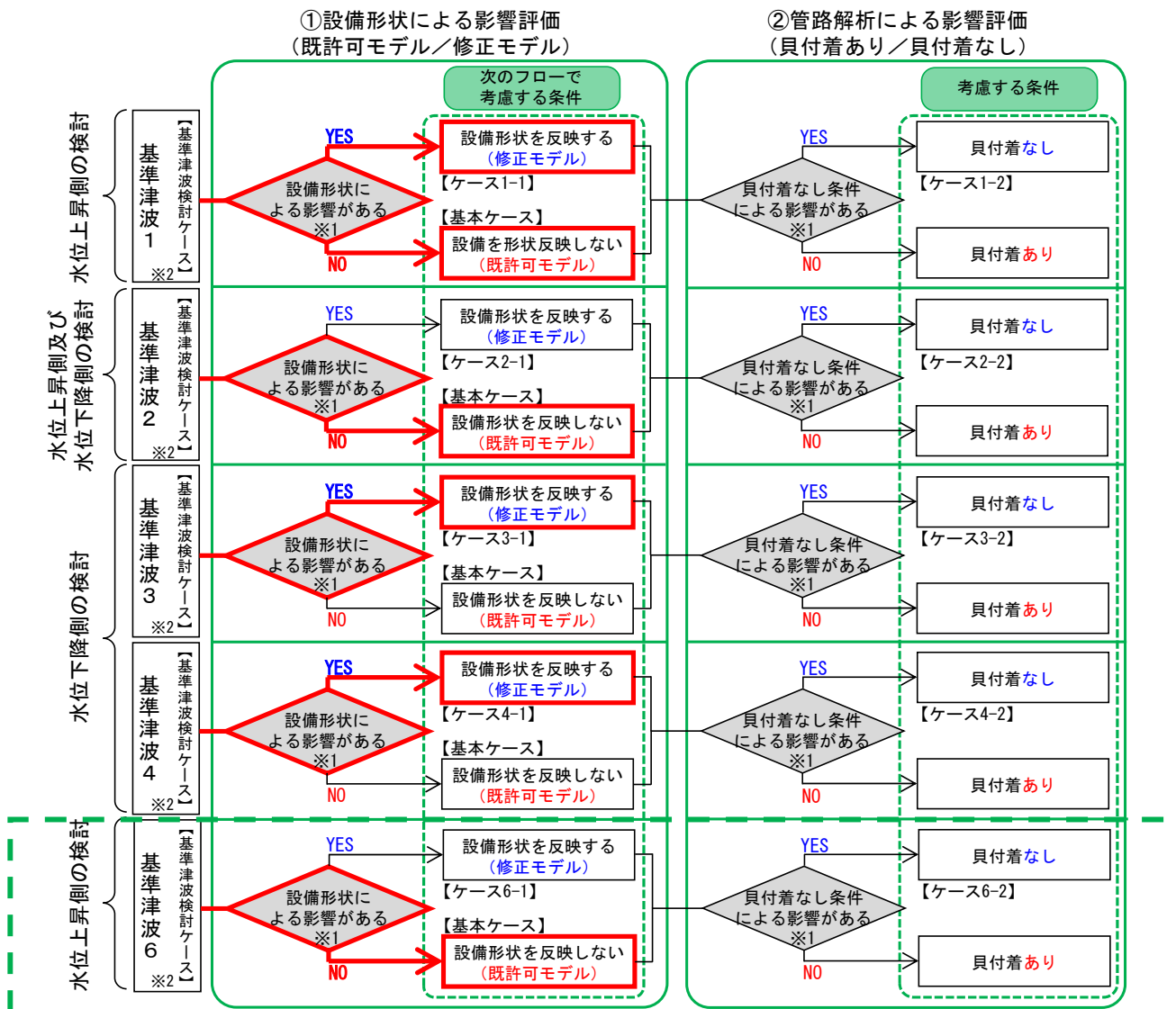
基準津波 6【水位上昇側】：各評価点の最高水位は同等または低下する。以上より、②の検討では「設備形状（修正モデル）」を考慮しない。

入力津波の設定 取水口側影響評価について(3/5)

第847回審査会合
資料1-3 P68修正

○取水口側影響評価について

①設備形状による影響評価



※1 水位上昇側では各条件を考慮した方が津波水位が上昇する場合に、また、水位下降側では各条件を考慮した方が津波水位が低下する場合に影響があるとして次のフローでの解析に考慮する。

※2 基準津波検討ケースは「既許可モデル」+「貝付着あり」を指す。

入力津波の設定 取水口側影響評価について(4/5)

第847回審査会合
資料1-3 P69修正

○取水口側影響評価について

②管路解析による影響評価

取水口から海水ポンプ室に至る非常用取水路の管路部分については、貝付着を考慮した粗度係数を設定しているが、定期的に除貝作業を実施していることから、貝付着を考慮しない条件を津波シミュレーションのモデルに考慮し、津波水位に及ぼす影響を評価した。

	貝付着あり	貝付着なし
粗度係数	0.02	0.015

貝付着の考慮有無による津波水位の比較（貝付着なしを考慮した場合に津波水位が上昇（水位上昇側）または低下（水位下降側）するケースを赤ハッチングで示す。）

			水位上昇側								水位下降側				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
			取水口前面	取水路 防潮ゲート 前面	1号炉 海水ポンプ室 前面	2号炉 海水ポンプ室 前面	3,4号炉循環 水ポンプ室 前面	3,4号炉 海水ポンプ室 前面	1号及び2号 炉放水口 前面	3号及び4号 炉放水口 前面	放水路 (奥)	防潮扉前面	1号炉 海水ポンプ室 前面	2号炉 海水ポンプ室 前面	3,4号炉 海水ポンプ室 前面
基準津波 1	既許可モデル	【基本ケース】 貝付着あり	T.P.+4.5m	T.P.+5.5m	T.P.+1.2m	T.P.+1.1m	T.P.+1.3m	T.P.+1.7m	T.P.+5.3m	T.P.+5.1m	T.P.+6.2m	—※4	—※2	—※2	—※2
		【ケース1-2】 貝付着なし	T.P.+4.5m	T.P.+5.5m	T.P.+1.3m	T.P.+1.2m	T.P.+1.4m	T.P.+1.9m	T.P.+5.3m	T.P.+5.1m	T.P.+6.2m	—※4	—※2	—※2	—※2
	修正モデル	【ケース1-1】 貝付着あり	T.P.+4.5m	T.P.+5.4m	T.P.+1.2m	T.P.+1.2m	T.P.+1.2m	T.P.+1.6m	T.P.+5.3m	T.P.+5.1m	T.P.+6.2m	—※4	—※2	—※2	—※2
		【ケース1-2】 貝付着なし	T.P.+4.5m	T.P.+5.4m	T.P.+1.3m	T.P.+1.3m	T.P.+1.3m	T.P.+1.9m	T.P.+5.3m	T.P.+5.1m	T.P.+6.2m	—※4	—※2	—※2	—※2
基準津波 2	既許可モデル	【基本ケース】 貝付着あり	T.P.+2.1m	T.P.+2.2m	T.P.+2.2m	T.P.+2.2m	T.P.+2.5m	T.P.+2.5m	T.P.+2.7m	T.P.+2.5m	T.P.+2.7m	—※4	T.P.-1.8m※1	T.P.-1.8m※1	T.P.-2.0m※1
		【ケース2-2】 貝付着なし	T.P.+2.1m	T.P.+2.2m	T.P.+2.2m	T.P.+2.2m	T.P.+2.5m	T.P.+2.7m	T.P.+2.7m	T.P.+2.5m	T.P.+2.7m	—※4	T.P.-1.8m※1	T.P.-1.8m※1	T.P.-2.1m※1
基準津波 3	修正モデル	【ケース3-1】 貝付着あり	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	T.P.-2.1m	T.P.-2.2m	T.P.-3.0m
		【ケース3-2】 貝付着なし	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	T.P.-2.1m	T.P.-2.2m	T.P.-2.9m
基準津波 4	修正モデル	【ケース4-1】 貝付着あり	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	T.P.-2.1m	T.P.-2.2m	T.P.-3.1m
		【ケース4-2】 貝付着なし	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3	T.P.-2.0m	T.P.-2.2m	T.P.-3.0m
基準津波 6	既許可モデル	【基本ケース】 貝付着あり	T.P.+1.9m	T.P.+2.1m	T.P.+2.1m	T.P.+2.2m	T.P.+2.3m	T.P.+2.6m	T.P.+2.2m	T.P.+2.2m	T.P.+2.4m	—※4	—※2	—※2	—※2
		【ケース6-2】 貝付着なし	T.P.+1.9m	T.P.+2.1m	T.P.+2.1m	T.P.+2.2m	T.P.+2.4m	T.P.+2.6m	T.P.+2.2m	T.P.+2.2m	T.P.+2.4m	—※4	—※2	—※2	—※2

基準津波 1【水位上昇側】：各評価点の最高水位は同等または上昇する。以上より、「貝付着なし」を考慮する。

基準津波 2【水位上昇側】：各評価点の最高水位は同等または上昇する。以上より、「貝付着なし」を考慮する。

【水位下降側】：各評価点の最低水位は同等または低下する。以上より、「貝付着なし」を考慮する。

基準津波 3【水位下降側】：各評価点の最低水位は同等である。以上より、「貝付着なし」を考慮しない。

基準津波 4【水位下降側】：各評価点の最低水位は同等である。以上より、「貝付着なし」を考慮しない。

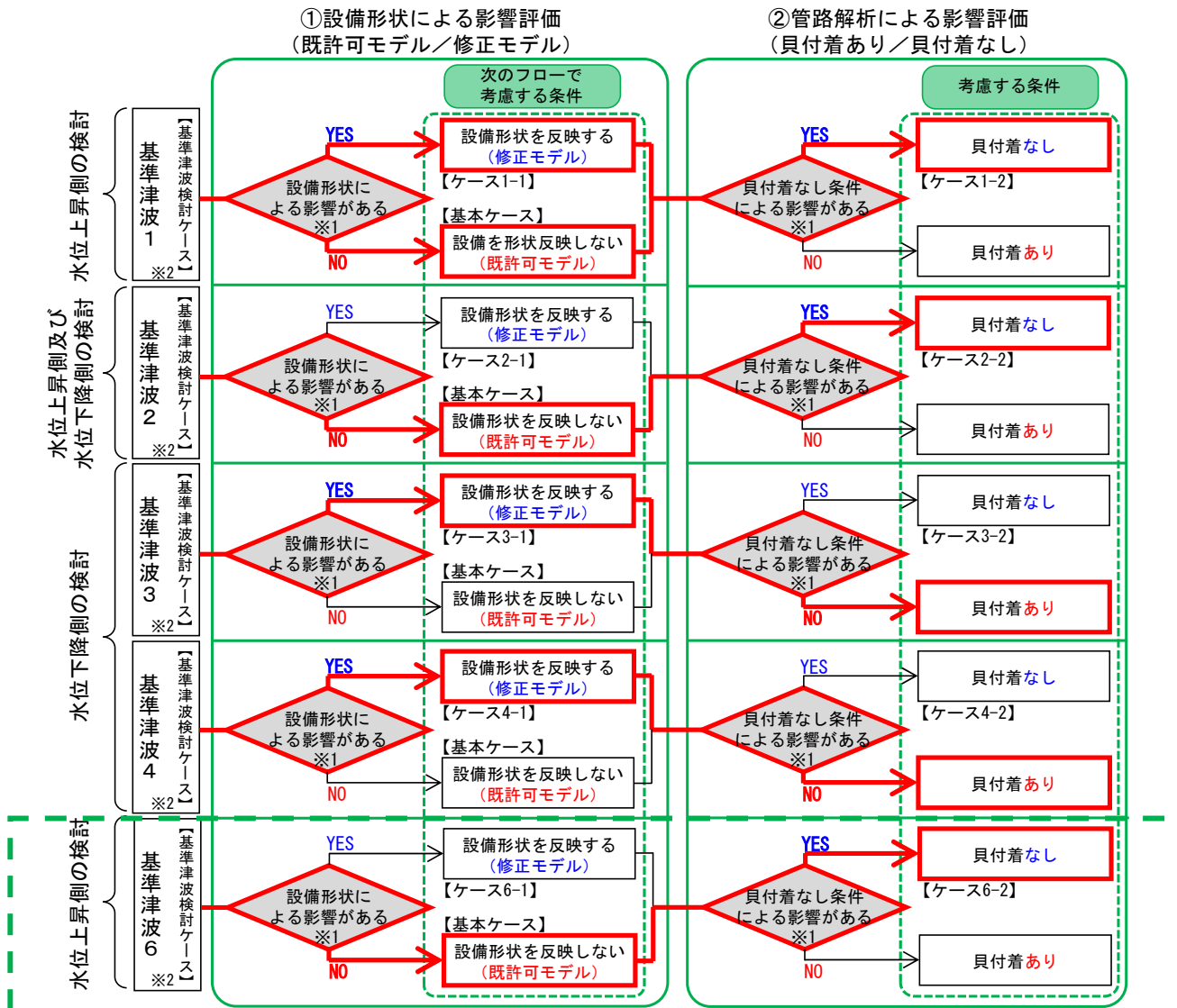
基準津波 6【水位上昇側】：各評価点の最高水位は同等または上昇する。以上より、「貝付着なし」を考慮する。

※1 地盤変動量0.23m隆起
 ※2 水位上昇側の検討のため評価なし
 ※3 水位下降側の検討のため評価なし
 ※4 放水口側影響評価ケースが支配的のため評価なし

入力津波の設定 取水口側影響評価について(5/5)

第847回審査会合
資料1-3 P70修正

○取水口側影響評価について ②管路解析による影響評価



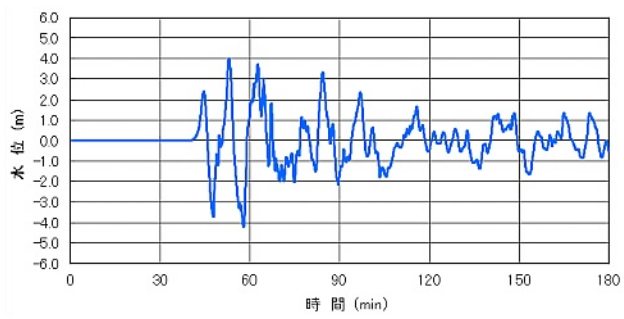
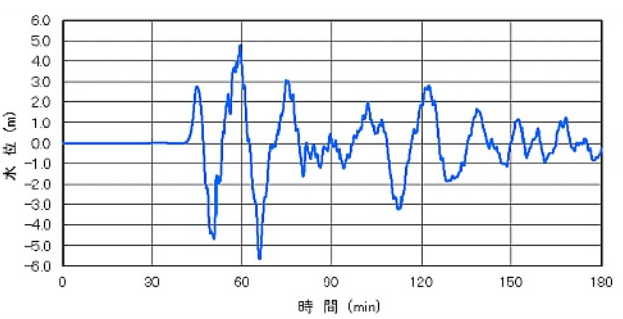
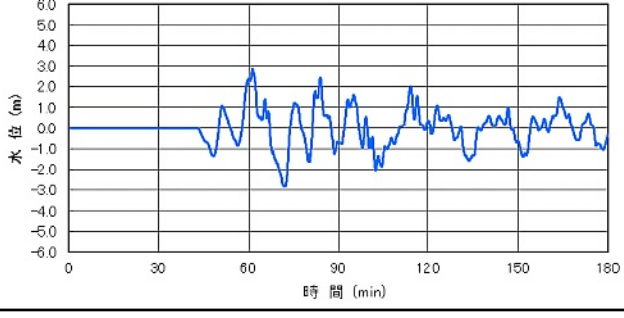
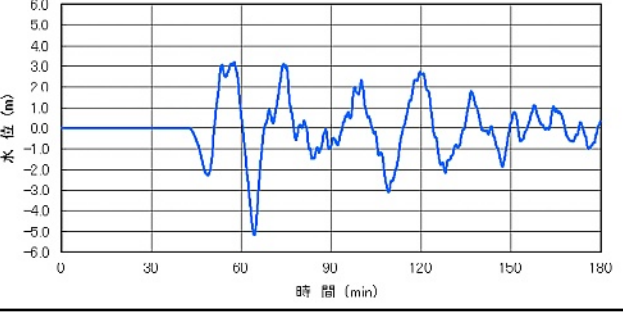
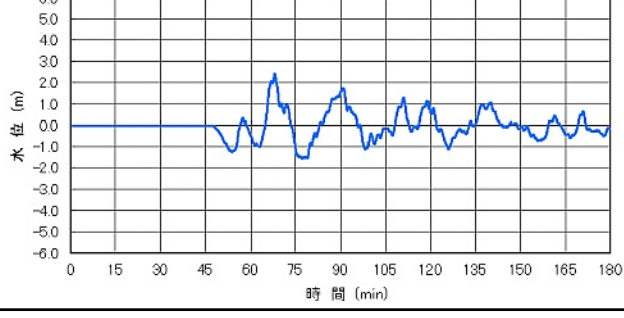
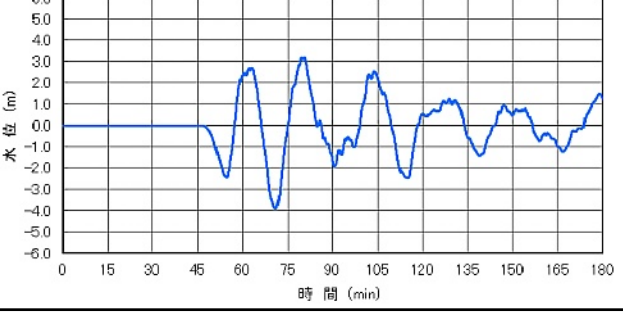
※1 水位上昇側では各条件を考慮した方が津波水位が上昇する場合に、また、水位下降側では各条件を考慮した方が津波水位が低下する場合に影響があると次での解析に考慮する。

※2 基準津波検討ケースは「既許可モデル」+「貝付着あり」を指す。

漂流物による取水性への影響についての評価 (a) 基準津波の流速及び流向の確認 (1/12)

第823回審査会合
資料2-2 P47再掲

基準津波 3, 4 と基準津波 1 について津波シミュレーション結果を比較したところ、発電所近傍の流速及び流向について内容にほぼ相違がないことを確認している。なお漂流物の影響は、押し波で最も大きな津波高さとなり、遡上域が大きくなる津波を代表として評価している。

	取水口前水位	放水口前水位
基準津波 1 (若狭海丘列付近断層+隠岐トラフ海底地すべり (エリアB)、Kinematic)		
基準津波 3 隠岐トラフ海底地すべり (エリアB(ES-K5)、Kinematic)		
基準津波 4 隠岐トラフ海底地すべり (エリアC、Kinematic)		
比較概要	基準津波 3 については津波の襲来開始時に差があるものの、70分以降の津波周期に大きな違いはない。基準津波 4 については基準津波 1 に比べて水位の変動周期が大きい傾向は変わらないことを確認している。	

漂流物による取水性への影響についての評価 (a) 基準津波の流速及び流向の確認 (2/12)

新規追加

基準津波6 ※と基準津波1について津波シミュレーション結果を比較したところ、発電所近傍の流速及び流向について内容にほぼ相違がないことを確認している。なお漂流物の影響は、押し波で最も大きな津波高さとなり、遡上域が大きくなる津波を代表として評価している。

	取水口前水位	放水口前水位
基準津波1 (若狭海丘列付近断層+隠岐トラフ海底地すべり(エリアB)、Kinematic)		
基準津波6 隠岐トラフ海底地すべり(エリアB(ES-K7)、Kinematic)		
比較概要	基準津波6については基準津波1に比べて水位の変動周期が大きいが基準津波1と傾向は変わらないことを確認している。	

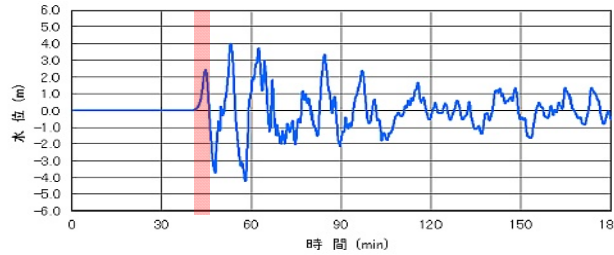
※基準津波5については基準津波3と波源が同じであり、破壊伝播速度が基準津波3よりも小さいため、基準津波3の評価に含まれると考えられることから評価を省略した。

漂流物による取水性への影響についての評価 (a) 基準津波の流速及び流向の確認 (3/12)

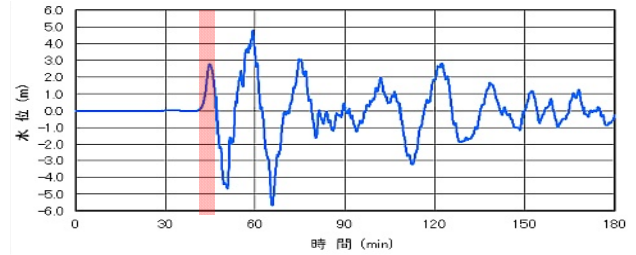
第823回審査会合
資料2-2 P48再掲

基準津波 1
(若狭海丘列付近断層+隠岐
トラフ海底地すべり (エリアB)、
Kinematic)

取水口前



放水口前



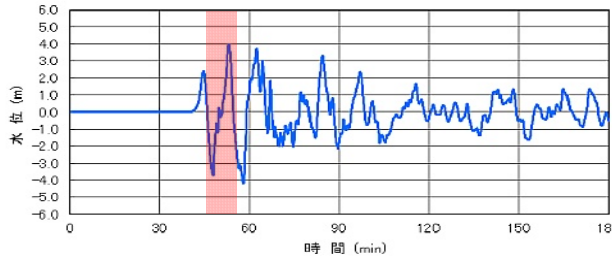
	発生後40分	発生後43分	発生後45分
波形			
概要	【取水口側・放水口側】 湾内方向の押し波により水位が上昇する	【取水口側・放水口側】 湾内方向の押し波が敷地に襲来する	【取水口側・放水口側】 湾外方向の引き波により水位が低下に転じる

漂流物による取水性への影響についての評価 (a) 基準津波の流速及び流向の確認 (4/12)

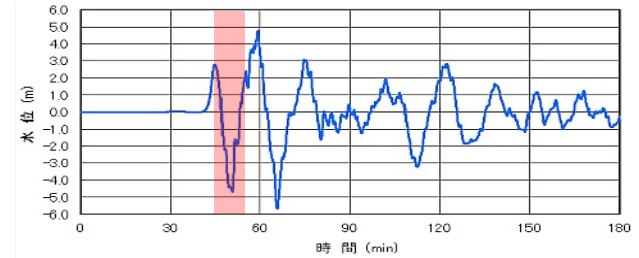
第823回審査会合
資料2-2 P49再掲

基準津波 1
(若狭海丘列付近断層+隠岐
トラフ海底地すべり (エリアB)、
Kinematic)

取水口前



放水口前



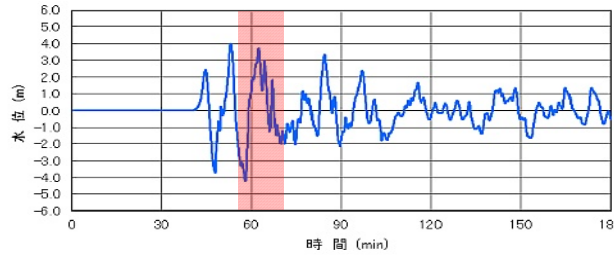
	発生後47分	発生後50分	発生後53分
波形			
概要	<p>【取水口側・放水口側】 湾外方向の引き波により水位が低下する</p>	<p>【取水口側】 湾外方向の押し波により水位が上昇する 【放水口側】 沖合が湾内方向の押し波に転じ水位が上昇し始める</p>	<p>【取水口側】 湾内方向の引き波に転じ水位が低下し始める 【放水口側】 湾内方向の押し波により水位が上昇する</p>

漂流物による取水性への影響についての評価 (a) 基準津波の流速及び流向の確認 (5/12)

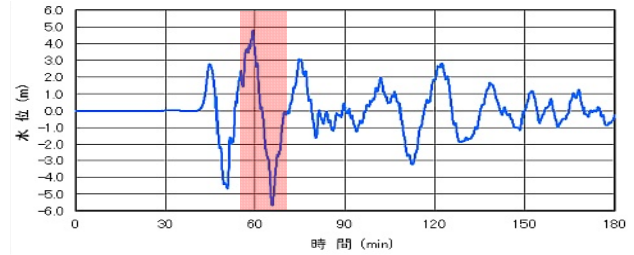
第823回審査会合
資料2-2 P50再掲

基準津波 1
(若狭海丘列付近断層+隠岐
トラフ海底地すべり (エリアB)、
Kinematic)

取水口前



放水口前

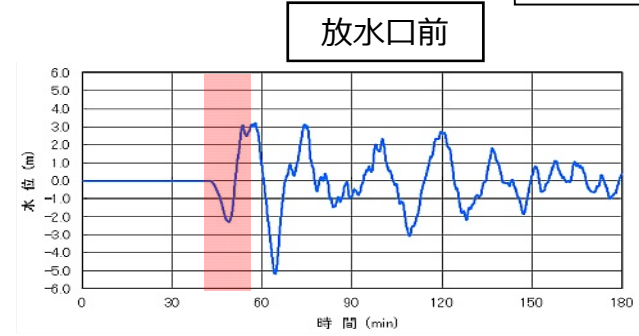
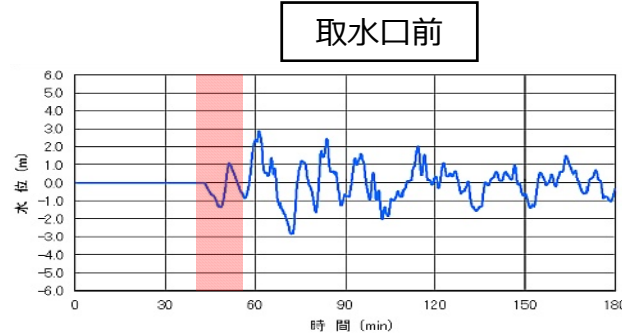


	発生後60分	発生後63分	発生後70分
波形			
概要	<p>【取水口側】 湾内方向の押し波により水位が上昇する 【放水口側】 湾外方向の引き波により水位が低下する</p>	<p>【取水口側】 流速は湾外方向に向いているが取水口前 水位は上昇する 【放水口側】 湾外方向の引き波により水位が低下する</p>	<p>【取水口側】 湾外方向の引き波により水位が低下する 【放水口側】 湾内方向の押し波により水位が上昇する</p>

漂流物による取水性への影響についての評価 (a) 基準津波の流速及び流向の確認 (6/12)

第823回審査会合
資料2-2 P51再掲

基準津波 3
隠岐トラフ海底地すべり (エリア
B(ES-K5)、Kinematic)



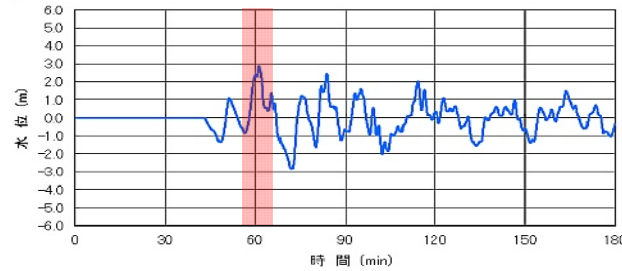
	発生後43分	発生後50分	発生後52分
波形			
概要	<p>【取水口側・放水口側】 湾外方向の引き波により水位が低下する</p>	<p>【取水口側】 引き波から湾内方向の押し波に転じ敷地に襲来する 【放水口側】 引き波から湾内方向の押し波に転じ水位が上昇する</p>	<p>【取水口側】 流速は湾内方向に向いているが取水口前水位は下降側に転じはじめる 【放水口側】 湾内方向の押し波により水位が上昇する</p>

漂流物による取水性への影響についての評価 (a) 基準津波の流速及び流向の確認 (7/12)

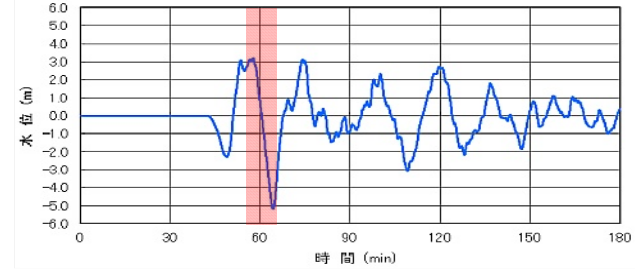
第823回審査会合
資料2-2 P52再掲

基準津波3
隠岐トラフ海底地すべり (エリア
B(ES-K5)、Kinematic)

取水口前



放水口前

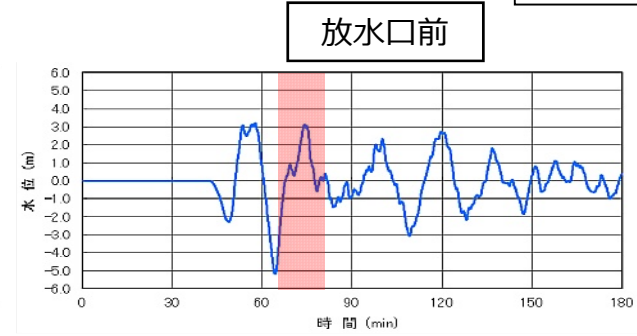
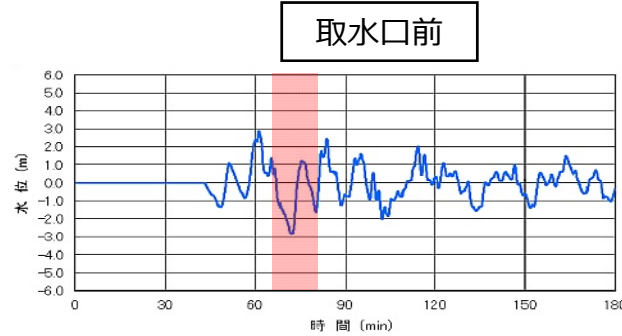


	発生後57分	発生後61分	発生後64分
波形			
概要	<p>【取水口側】 流速は湾内方向に向いているが取水口前水位は上昇側に転じはじめる</p> <p>【放水口側】 沖合が湾外方向の引き波に転じ水位が低下し始める</p>	<p>【取水口側】 沖合は湾外方向の引き波に転じ始めている</p> <p>【放水口側】 湾外方向の引き波により水位が低下する</p>	<p>【取水口側】 湾外方向の引き波により水位が低下する</p> <p>【放水口側】 沖合が湾内方向の押し波に転じ水位が上昇し始める</p>

漂流物による取水性への影響についての評価 (a) 基準津波の流速及び流向の確認 (8/12)

第823回審査会合
資料2-2 P53再掲

基準津波3
隠岐トラフ海底地すべり (エリア
B(ES-K5)、Kinematic)

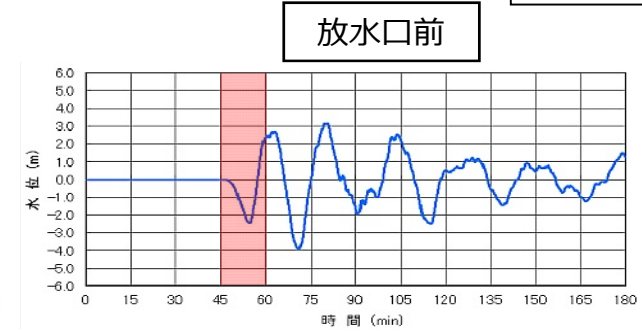
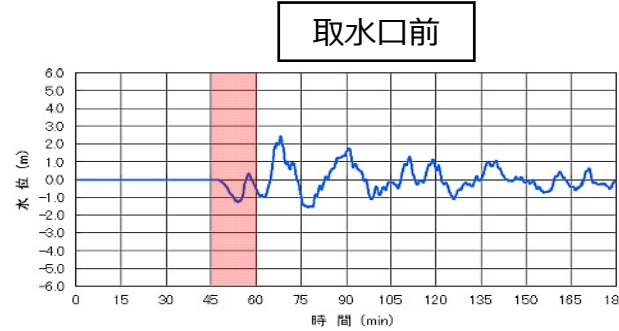


	発生後66分	発生後72分	発生後76分
波形			
概要	<p>【取水口側】 湾外方向の引き波により水位が低下する</p> <p>【放水口側】 湾内方向の押し波に転じ水位が上昇する</p>	<p>【取水口側】 流速は湾内方向に向いているが取水口前 水位は低下する</p> <p>【放水口側】 沖合が湾外方向の引き波に転じ水位が低 下し始める</p>	<p>【取水口側】 湾内方向の押し波により水位は上昇してい る。</p> <p>【放水口側】 沖合が湾内方向の押し波に転じ水位が上 昇し始める</p>

漂流物による取水性への影響についての評価 (a) 基準津波の流速及び流向の確認 (9/12)

第823回審査会合
資料2-2 P54再掲

基準津波 4
隠岐トラフ海底地すべり (エリアC、Kinematic)

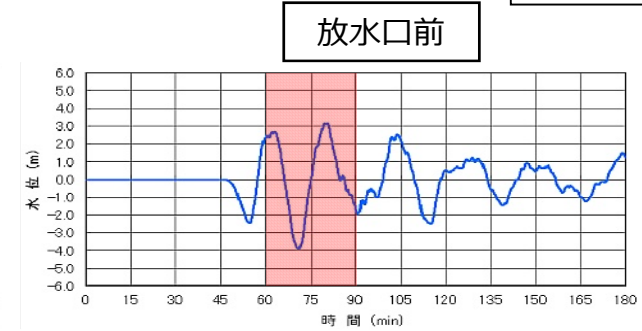
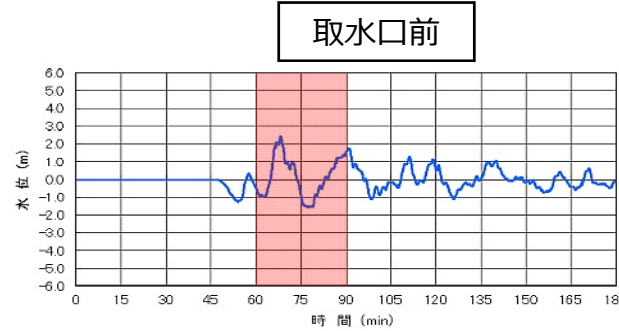


	発生後50分	発生後57分	発生後60分
波形			
概要	<p>【取水口側・放水口側】 湾外方向の引き波により水位が低下する</p>	<p>【取水口側】 引き波から湾内方向の押し波に転じ敷地に襲来する 【放水口側】 引き波から湾内方向の押し波に転じ水位が上昇する</p>	<p>【取水口側】 流速は湾内方向に向いているが取水口前水位は下降側に転じはじめる 【放水口側】 湾内方向の押し波により水位が上昇している</p>

漂流物による取水性への影響についての評価 (a) 基準津波の流速及び流向の確認 (10/12)

第823回審査会合
資料2-2 P55再掲

基準津波 4
隠岐トラフ海底地すべり (エリアC、Kinematic)



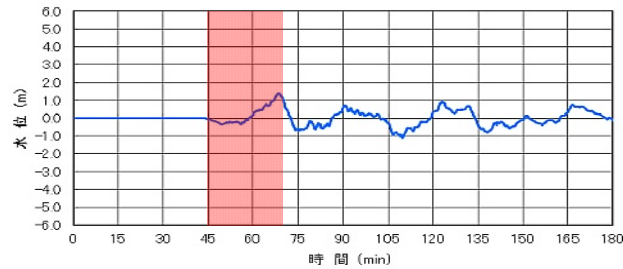
	発生後65分	発生後75分	発生後85分
波形			
概要	<p>【取水口側】 引き波から湾内方向の押し波に転じ敷地に襲来する</p> <p>【放水口側】 湾外方向の引き波に転じ水位が低下する</p>	<p>【取水口側】 押し波から湾外方向の引き波に転じ水位が低下する</p> <p>【放水口側】 引き波から湾内方向の押し波に転じ敷地に襲来する</p>	<p>【取水口側】 引き波から湾内方向の押し波に転じて敷地に襲来する</p> <p>【放水口側】 押し波から湾外方向の引き波に転じ水位が低下する</p>

漂流物による取水性への影響についての評価 (a) 基準津波の流速及び流向の確認 (11/12)

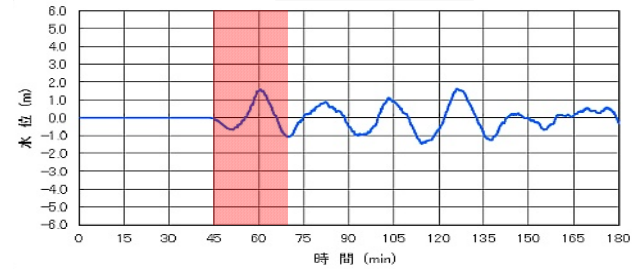
新規追加

基準津波 6
 隠岐トラフ海底地すべり (エリア B(ES-K7)、Kinematic)

取水口前



放水口前

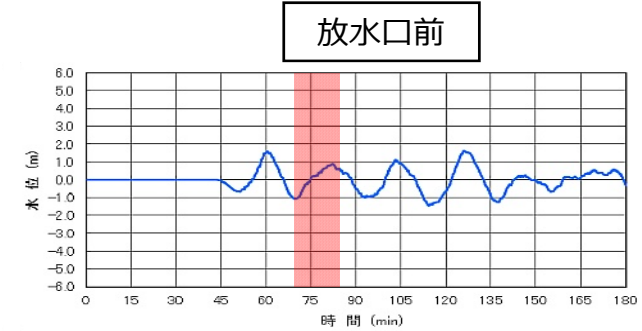
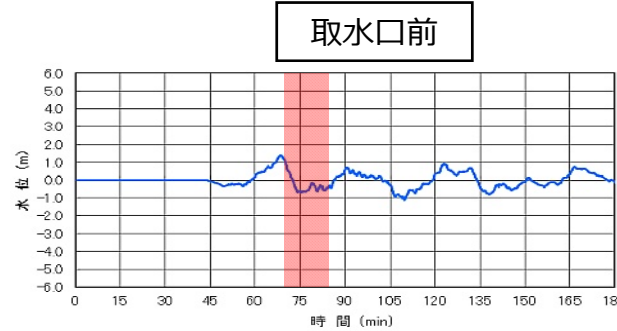


	発生後45分	発生後55分	発生後65分
波形			
概要	<p>【取水口側・放水口側】 湾外方向の引き波により水位が低下する</p>	<p>【取水口側・放水口側】 湾内方向の押し波により水位が上昇する</p>	<p>【取水口側】 湾内方向の押し波により水位が上昇する 【放水口側】 湾外方向の引き波により水位が低下する</p>

漂流物による取水性への影響についての評価 (a) 基準津波の流速及び流向の確認 (12/12)

新規追加

基準津波 6
隠岐トラフ海底地すべり (エリア B(ES-K7)、Kinematic)

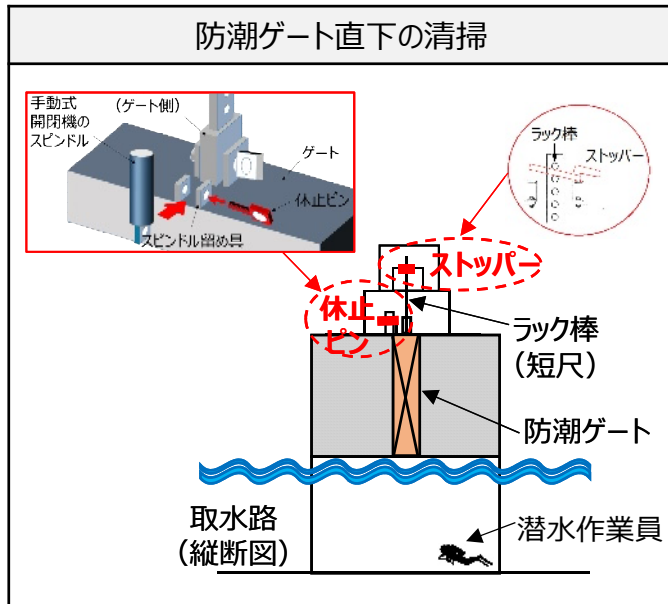


	発生後70分	発生後75分	発生後85分
波形			
概要	<p>【取水口側】 湾外方向の引き波により水位が低下する</p> <p>【放水口側】 引き波から湾内方向の押し波に転じ水位が上昇する</p>	<p>【取水口側】 湾外方向の引き波となるが、水位は比較的安定した状態となる</p> <p>【放水口側】 湾内方向の押し波により水位が上昇する</p>	<p>【取水口側】 湾内方向の押し波により水位が上昇する</p> <p>【放水口側】 湾外方向の引き波により水位が低下する</p>

○過去の保安規定審査の経緯について

- 高浜発電所の防潮ゲートの保守については、作業時に遠隔閉止を手動閉止に切り替えて実施することから、保安規定第68条の2の運転上の制限に抵触するため、予防保全を目的とした点検・保守（青旗作業）を実施するべく2018年7月13日付で保安規定変更認可申請を実施した。
- 保安規定の審査において、青旗作業時の防潮ゲートの手動閉止に関して、青旗作業の具体的な内容に加え、既許可の設置変更許可申請との関係を整理し、上流規制との整合の観点でも問題ないことの説明を実施した。
- その後、2018年12月にインドネシア・スンダ海峡で発生した火山現象による津波被害に関連して、津波警報が発表されない可能性のある津波への対応も踏まえた点検・保守を実施する場合の措置等について整理、検討する必要が生じたため、2019年7月16日に保安規定変更認可申請書取り下げ願いを提出した。

防潮ゲート保守作業時の対応

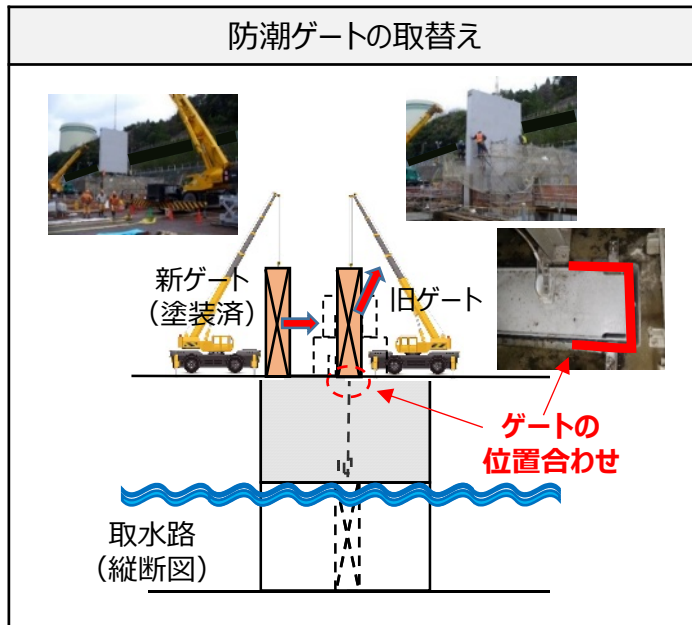


- 作業時の安全確保の観点から、休止ピンに加えて、ラック棒にストッパーを挿入する。
- 敷地外にて情報発信された後、休止ピンとストッパーを解除することで、発電所に津波が襲来する前に作業前のゲート開閉状態に復旧可能である。
(4門とも遠隔閉止操作が可能で、敷地内潮位計による警報発信で対応。)

		作業していない側の系列	作業側の系列
ゲート開閉状態	作業前	2門開 (遠隔○)	2門開 (遠隔○)
	作業中		2門開 (遠隔×)

		「隠岐トラフ海底地すべり」による津波発生からの経過時間 (分)	時間	対応に係る各ステップに要する時間および説明
中央制御室	構内の潮位計にて警報発信	30 32 34 36 38 40 42 44 46 48 50 52 54 56 58 60	0分	通常潮汐から0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信
	潮位変動の判断 運転員の指示等		5分	-
	循環水ポンプ停止		5分	-
	ユニットトリップ		5分	-
	防潮ゲート閉止 (遠隔閉止)	高浜発電所に津波到達43分▽	1分	-
	敷地外の潮位計にて情報発信	敷地外の観測地点に津波到達31分▽	6分	通常潮汐から10分以内に0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて情報発信
現地	潜水作業員退避		1分	-
	防潮ゲート落下防止処置 (休止ピン、ストッパー) の解除		1分	-

防潮ゲート保守作業時の対応



- ゲート取替時はクレーン2台(旧ゲート用、新ゲート用)を使用する。
- 敷地外にて情報発信された後、ゲートが位置合わせにはめ込んでいる状態(ケース①)であれば、そのままゲートを閉止し、旧ゲート取り外し後(ケース②)であれば、新ゲートを閉止することで、発電所に津波が襲来する前に作業前のゲート開閉状態に復旧可能である。(2門閉2門開で、開のゲートは遠隔閉止操作が可能。敷地内潮位計による警報発信で対応。)
- なお、旧ゲートを引き抜く前には、敷地外の潮位データを確認し、異常がないことを判断して作業を行う。

		作業していない側の系列	作業側の系列
ゲート開閉状態	作業前	2門開 (遠隔○)	2門閉 (遠隔×)
	作業中		1門閉, 1門開(遠隔×)

		「隠岐トラフ海底地すべり」による津波発生からの経過時間 (分)	対応に係る各ステップに要する時間および説明
		時間	説明
中央制御室		30 32 34 36 38 40 42 44 46 48 50 52 54 56 58 60	
		構内の潮位計にて警報発信	0分 通常潮汐から0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて警報発信
		潮位変動の判断 運転員の指示等	5分 -
		循環水ポンプ停止 ユニットトリップ	5分 -
		防潮ゲート閉止 (遠隔閉止)	1分 -
	敷地外の潮位計にて情報発信	6分 通常潮汐から10分以内に0.5m変動を検知すれば、中央制御室にて情報発信	
現地	ケース①	クレーンによる防潮ゲート閉止	1分 ゲート降下距離6m、クレーン巻上フック速度約10m/分より1分と評価
	ケース②	クレーンによる防潮ゲート据付け・閉止	11分 ゲート設置時の実績から10分以内で据付け可能 ゲート降下距離12m、クレーン巻上フック速度約10m/分より2分と評価

補足説明資料の変更範囲

第847回審査会合
資料1-3 P100修正

○補足説明資料のうち、既許可から変更があるもの及び新規に確認が必要なものは以下の通り

	資料名	変更・追加の理由
既許可評価から変更あり	審査ガイドとの適合性（耐津波設計方針）	基準津波の追加による申請範囲を網羅的に説明する必要がある。
	津波防護対策の設備の位置づけについて	津波監視設備である潮位計を、津波防護施設と兼用することから、設備の分類を整理する必要がある。
	海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について	基準津波の追加により、浮遊砂濃度に影響がないことを確認する必要がある。
	燃料等輸送船の係留索の耐力について	基準津波の追加により、その津波の流速等においても燃料等輸送船が係留状態を維持できることを確認する必要がある。
	燃料等輸送船の喫水と津波高さの関係について	基準津波の追加により、その津波の高さ等においても燃料等輸送船が岸壁に乗り上がることはないことや漂流物にならないこと等を確認する必要がある。
	津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて	基準津波の追加により、防潮ゲート閉止手順を追加する必要があるため。
	発電所の湾内の局所的な海面の励起について	基準津波の追加により局所的な海面の励起が生じていないかの確認が必要であるため。
	津波防護施設・津波監視設備の運用方針について	津波監視設備である潮位計を、津波防護施設と兼用することから、設備分類の整理を踏まえ、手順に関する記載を充実する必要があるため。
新規確認	漂流物影響評価における津波の流速・流向について	追加した基準津波の傾向が、これまでの漂流物評価において検討を実施していた内容に影響を与えることが無いことを説明する必要があることから、新規に資料を追加する。
	取水路防潮ゲートの保守作業時の対応について	防潮ゲートの保守作業時の運用は、追加したゲート閉止手順を踏まえて新たに設定することから、新規に資料を追加する。（詳細は保安規定審査にて確認。）
	関連条文の整理	個別申請内容の各条文に対する影響を整理する必要があることから、新規に資料を追加する。
	輸送物及び輸送車両の漂流物評価について	女川2号機における評価と同様に燃料等輸送船による輸送時の、陸側にある輸送物及び輸送車両の漂流物評価を実施する。
	構内潮位計を用いた津波襲来判断基準の妥当性・網羅性について	潮位計の判断基準について網羅性を示す必要があることから、新規に資料を追加する。
	構外潮位計を用いた判断基準について	構外潮位計の判断の妥当性を示す必要があることから、新規に資料を追加する。